

サルニ於テハ当裁判所ニ於テ本日ヲ以テ其審問ヲ為シタル上之ヲ收奪ス可キヲ、至当ノ報知ヲ為シタルヲ復命セルヲ以テ原告人ノ代訴人ジヨニソン氏ノ請願ニ依リ此等ノ船舶船具網具器具船賃等ヲ收奪シ之ヲ賣却ニ附シテ原告人ノ請願ニ充ツ可カラサル所以ノ理由ヲ申明セントスル諸人ノ為メ告示ヲ為シタル上同氏ノ請願ヲ以テ己ニ其討求ヲ為サ、リシ者ヲ簿冊ニ登記ス可キヲ命セシモノナリ

〔第九号〕

○救助ヲ受ケタル船舶船賃等ノ外國ノ保險者ノ代人ヨリ外國船舶ノ救難料ニ関スル訴訟ニ付提供スル討

司法省

求書

新約克州ノ南部地方所在ノ合衆國地方裁判所ノ判事サミウイル、アル、ベツズ氏責下ニ呈致ス爰ニ新約克府ノ商人ヘンリー、バルクレー及ヒゼラルガ、バルクレーノ兩名相共ニ其本人ノ代人トシテ本人ノ利益ニ関シベツタル、バルモ子ート及ヒイリハレット、キンクスバレートノ兩名ヨリ呈致セル訴状ニ對シテ答弁討求ヲ為ス

第一條

右イリハレット、キンクスバルク氏ハ新約克州附屬ノ兩桅船「ソル」号ノ船長ニシテ去ル八月二十七日該船ヲ以テキウバ島ノハウアナ

ヨリ西班牙ノカヅズ口向テ航行セシトハ當
答弁人ニ於テ之ヲ兼認スルト虽氏當時氏ハ果
シテ全ク帆桅ノ挫折シテ海上ニ遺棄セル一艘
ノ船舶ヲ発見ヤシヤ否又ハ其船舶ヲ牽引シテ
之レニ乗入リシヤ否又ハ其船舶ノ船艙ニ十二
「ト」トノ海水流入シ其帆桅ハ全ク挫折シテ一
本ノ存留スルモノナク全ク其船將船負等ノ遺
棄ニシタルモノト認定セシヤ否又ハ其船舶ノ倫
頓附属ノ英國船「ウ」ヲ「ト」タル「ウ」号ナリシヤ否
又ハ氏ハ其船中ニ於テ書類ヲ発見セシヤ否ヤ
等ニ至テハ固ヨリ得テ答弁人ノ明知スル所ニ
アラズ故ニ之ヲ兼認スルヲ得ヌ又ハ拒絶ヲモ
カヌヲ得ヌ偏ハニ原告人ノ之ヲ証明スルヲ要
スルノミ

司法省

第二條

又右イリハレット、キンクスバルク氏ノ千八百
二十九年九月十二日ヲ以テ新約克港ニ到着シ
又氏ハ倫頓ノ附属船「ウ」ヲ「ト」タル「ウ」号ニ拽綱
ヲ附シテ之ヲ挽拽シ其船中ニハ糖水酒砂糖其
他西印度ノ産物等ノ充分ナル船貨アリテ氏ノ之
ヲ挽拽スル時ニ當テハ其帆桅ノ全ク挫折シテ
航海ヲ為スニ堪ヘザリシトハ答弁人ニ於テ真
実ナリト兼認スルト虽氏兩挽船「ソ」ル「ド」号
ノ船負ノ果シテ右船舶ノ海水ヲ汲出シ及ヒ其
他ノ使役ヲ為スタノ大ニ勞力ヲ費シタルト否
トニ至テハ固ヨリ答弁人ノ得テ明知スル所ニ

アラス故ニ此一事ニ付テモ亦偏ヘニ原告人ノ
之ヲ証明スルヲ要スルノミ

第三條

當答弁人ハ英國、倫頓所在ノ「ロイド」會社ノ海
上保險ノ事務ヲ管掌スル委員ノ總長ジヨセフ
マレート氏ト書記ジヨンベンチット氏トノ署
名セル千八百十七年七月二日附ノ委任狀ヲ以
テ狀中記載セル指示ニ從ヒ新約克港ト及ヒ地
方ノ稅關トニ於テ右「ロイド」會社ノ社員、代人
タル職務ヲ行フ可キ委任ヲ受ケタリ然シテ其
委任狀、指示中若シ船舶ノ受ケタル救助ニ付
救難料或ハ報償金等ヲ討求スル者アル時ハ委
員官糾問判事其他其金高ヲ判定ス可キ合法ノ

司法省

權アル者ノ集會ニ參席シテ船長ト船員トノ証
拠ヲ以テ總テ救難者ノ附會ノ陳供ヲ弁駁ス可
キ「ロイド」委任セラレ其他右委任狀ヲ以テ「ロイド」
會社ノ社員ノ諸般ノ利益ヲ注意ス可キ「ロイド」委
任セラレタリ依テ現在當答弁人ノ所有スル右
委任狀ニ依テ觀ル時當答弁人ノ本訴ニ付討求
ヲ為スノ權アル「ロイド」明瞭確實タルヲ以テ答弁人
ノ本訴ニ付討求ヲ為ス「ロイド」允許セラレ「ロイド」
乞フ

第四條

當答弁人ハ又英吉利、リウアルポールニ於ケ
ル保險者蘇格蘭ノグラマゴールニ於ケル保險者
トノ代人ニシテ此等ノ保險者ヨリ得タルニ通

ノ委任状ニ依リ倫頓ノ「ロイド」會社ノ保險者ヨ
リ得タル委任状ニ依テ受テタルモノト同一ノ
委任ト指示トヲ受ケタリ是レニ由テ之ヲ觀ル
時ハ當答弁人ノ本訴ニ付討求ヲ為スノ權アル
ト益々明瞭確實タリ依テ答弁人ノ本訴ニ付討
求ヲ為スヲ允許セラレシトテ乞フ

第五條

右「ウ」ヲ「タル」ウ号ノ船舶若クハ其船貨又
ハ船舶ト船貨ト共ニ前条ニ記載セル場所ニ於
テ其場所ノ保險者ノ保險ヲ受ケタルモノニ係
ル「ハ」被告人ノ信シテ毫モ疑ヒテ容レサル所
ナリ然シテ此等ノ船舶若クハ船貨ハ其利益ヲ
有スル者ヨリ之ヲ右保險者ニ擲棄シタルヲ以

司法省

テ之ヲ所有スルノ權利ハ為ソニ保險者ニ遷移
セシモノト思考スルト雖此一事ニ付テハ未
タ以テ之ヲ斷言スルヲ得ス唯タ當答弁人ノ信
スル所ニ過キサルノミ何トナレハ前条ニ記載
セル如ク右船舶ノ挽拽セラレテ千八百二十九
年九月十二日ヲ以テ新約克ノ港ニ到着セシ以
未未ク以テ本件ノ事情ヲ右保險者ニ報告シテ
保險者ヨリ其如何ノ報答ヲ受クルニ足ル可キ
充分ノ時日ヲ經過セザルヲ以テナリ

第六條

右船舶船貨等ノ新約克ノ港ニ到着セルヤ直チニ
答弁人ヨリ倫頓ノ保險者ニ書面ヲ送リテ答弁
人ノ明知スル本件ノ事情ヲ報知シ然シテ之レ

ニ其船舶船賃等ニ関スル権利利益等ノ如何ヲ
報告ス可キ旨ヲ要セシヲ以テ其報告ヲ受クル
ノ期將サニ近キニ在ル可シ然ルニ答弁人ニ於
テハ千八百二十九九月十六日ヲ以テ當地方
所属ノ合元國ノ命命執行官タルトヲマス、モル
リス氏賣下ヨリ右船舶ノ船賃ヲ新約克ノ税関
ニ登記シテ其船舶ニ付合元國ニ納ス可キ海
関税ノ弁償ヲ負擔ス可キ事ヲ受ケタリ依テ
答弁人ハ其求メニ應シテ右船賃ヲ登記シ其海
関税ハ後日之ヲ算定シタル上年償ス可キヲ
約スル証書ヲ呈致セリ再後之ヲ算定セシニ其
金高ハ二万千六百九十八弗九十一セントニシ
テ答弁人ヨリ之ヲ弁償シ其他税関ノ手数料費

司法省

用等ノ外尚ホ右船舶船賃等ニ付弁償セサル可
カラサル某種ノ外國税ヲモ答弁人ヨリ弁償セ
リ依テ答弁人ニ於テハ右保險者ノ為メ右船舶
船賃等ニ付討求ヲ為シ然シテ若シ之ヲ賣却ニ
附セララルニ於テハ當裁判所ニ於テ其賣却ノ代
金中ヨリ第一ニ右答弁人ノ弁償シタル海関税
ト及ヒ外國税手数料トノ金高ヲ併セテ之ヲ答
弁人ニ弁償ス可キヲ命セラレントテ願フ其
他當裁判所ニ於テ証拠ヲ聽糺シテ至當ノ救難
料ヲ判定セラレタル後若シ相当ナリト認定セ
ラルニ於テハ右船舶船賃若クハ之ヲ賣却ニ
附セラレタル時ハ其代金中ヨリ右税金手数料
ノ金高ト及ヒ救難料トヲ除算シタル後其残余

ハ當裁判所ニ於テ其相当ナリト認定セラレ可
キ至当ノ時間中之ヲ保有シ後日右記載セル保
険者ノ権利利益等ノ確定スル時ヲ以テ若シ其
保険者ノ其利益ヲ有シテ之ヲ領收スルノ權ア
ルトヲ証明スルニ於テハ當裁判所ニ於テ其保
険者ノ領收スルノ權アル右船舶船賃若クハ其
代金若クハ此等ノ一部ヲ答弁人ニ交附ス可キ
旨ヲ命セラレントヲモ俟セテ願フモノナリ

ゼヨルケ、バルクレー

右代訴人

ゴビンソン及ヒベッツ

右代言人

ベウヘルレー、ロビンソン

司法省

新約克州ノ南部地方所在

合衆國ノ地方裁判所内

海上裁判所

千八百二十九年十月五日余ノ面前ニ於テ正
ニ誓約ヲ為スモノナリ

書記官

フレッド、ゼイ、ベツス

第十号

○討求者ヨリ討求書ヲ提供スル時為
ス可キ訴訟入費ノ保証

当裁判所ノ規則ト訴訟手續トニ從テ訴
訟入費ノ保証ヲ簿冊ニ登記スルト左ノ

如シ

爰ニベツタル、ハルモ子トイリハレツトキン
クスバレートノ兩名ヨリウヲイタルルウ号ノ
船舶及ヒ其船具、網具、器具、船賃等ニ對シ千八百
二十九年九月十六日ヲ以テ當裁判所ニ訴狀ヲ
呈致シ狀中記載スル理由條件ノ為メ此等ノ船
船、船具、網具、船賃等ヲ收奪シ之ヲ賣却ニ附シテ
原告人ノ請願ニ充テラレニテ請願セリ
然ルニ右訴訟ニ付ヘンリー、バルクレイトゼラ
ルダ、バルクレイトノ兩名ヨリモ亦討求書ヲモ
提供シ然シテ此等ノ討求者ト及ヒ討求者ノ証
人タルゼイムス、ジャックソント相共ニ若シ討
求者若クハ証人ニ於テ過失アルカ若クハ裁判
所ノ命令ニ違背スルヲアルニ於テハ其物品賤
價及ヒ地所等ニ對シ處分狀ヲ發シテ二百五十
弗ノ金高ヲ徵收セラル、モ毫モ異議アラサル
トテ兼諾ス
依テ下名ノ保証者一同相共ニ右二百五十弗ノ
金高ヲ担保トシテ右討求者ノ當裁判所ヨリ又
若シ控訴ヲ為シタル時ハ控訴裁判所ヨリ弁償
ヲ命ヌ可キ訴訟入費ヲ弁償ヌ可キトテ正ニ兼
諾約定スルモノナリ

司法省

ヘンリー、バルクレイ

ゼラルダ、バルクレイ

ゼイムス、ジャックソン

新約克州、南部地方所在

合衆國地方裁判所

千八百二十九年十月五日余ノ面前ニ於テ正
ニ約定承認スルモノナリ

書記官

フレッド、セイ、ベツズ

〔第十一号〕

○証人ノ弁明書

爰ニ右保証ノ証人タル商人ゼイムス、ジャック
ソンニ至當ノ誓約ヲ為シタル上其住所ハ新約克
州南部地方ノブルツクリン内ノワルトン街十
一番地ニシテ其即今ノ負債及ヒ責任アル金額
等ヲ總テ弁償スルモ尚ホ五百弗ノ金高ヲ弁償
スルニ足ル可キ資カラ有スルヲ陳供証明ス
ルモノナリ

司法省

ゼイムス、ジャックソン

新約克州ノ南部地方所在

合衆國地方裁判所

千八百二十九年十月五日余ノ面前ニ於テ正
ニ誓約ヲ為スモノナリ

書記官

フレッド、セイ、ベツズ

〔第十二号〕

○外國ノ領事官ヨリ其自國ノ船舶船
貨等ノ救難料ニ関スル訴訟ニ付其
姓名ノ不分明ナル船主ノ為メニ提
供スル討求書

新約克州南部地方所在、合衆國地方裁判所ノ

判事サミウイル、アル、ベツス氏貴下ニ呈致ス
爰ニ新約克州及ヒ東ニウ、ゼルセー地方ノ英國
副領事ゼイムス、シ井、ガツチヤナン英國船ウヲ
イタルルウ号ト其船貨トノ持主ノ利益ニ付討
求答弁ヲ為ス、左ノ如シ

第一條

右ウヲイタルルウ号ノ船舶ハ訴状中ニ記載ス
ル如ク當討求者ニ於テモ亦英國船ナリト信ス
又ハ其船中ニ於テ発見シタル商船ノ船貨モ亦
同様英國ノ財産ナリト信ス依テ當討求者ハ此
等英國ノ持主タル者ノ為メ英國ノ副領事タル
職務ヲ以テ此等ノ船舶船貨ハ英國ノ財産タル
トヲ討求ス

司法省

第二條

訴状中ニ記載弁明セル事實ニ付テハ當討求者
ニ於テ之ニ承認スルヲ得ス又ハ拒絶ヲモ為ス
ヲ得ス偏ヘニ原告人ノ至當ニ當裁判所ニ之ヲ
証明セシトヲ要スルノミ
然レテ當討求者ハ右船舶ウヲイタルルウ号ノ
船主及ヒ其船貨ノ持主其他此等ノ船舶船貨等
ニ關係アル者等ノ為メ爰ニ當裁判所ニ對シ右
船舶ハ當裁判所ニ於テ其船具、網具、器具、船貨ト
ヲ併セテ之ヲ賣却ニ附シ其代金中ヨリ先ツ總
テノ訴訟入費手数料等ヲ除算シタル上若シ原
告人ノ其訴状中ニ記列セル事實ヲ至當ニ証明
セルニ於テハ右船舶船貨等ヲ當港迄帶來セシ

労働使役ノ救難料トシテ当裁判所ニ於テ本訴
ノ事情ニ依テ至當ナリト認定セララル可キ至当ノ
金高ヲ弁償シ其残金ハ右船舶船貨等ノ持主其
他之レニ関係アル者等ノ為ソ之ヲ当討求者ト
弁償ス可キコトヲ命セラレシコトヲ願フ其他本訴
ニ付当裁判所ニ於テ至當ナリト認定セララル可
キ命令ヲ為サレシコトヲモ俟セテ願フモノナリ

副領事官

ゼイムス、シ井、ブツテヤナニ

右討求者ノ代訴人

イツナ、及ヒイ、ウ井ルラス

同代官人

司法省

新約克州ノ南部地方所在

合衆國地方裁判所内

海上裁判所

千八百二十九年十月五日余ノ面前ニ於テ正
ニ誓約ヲ為スモノナリ

書記官

フレッド、ゼイ、ベツズ

但ニ訴訟人費ノ保証ノ書式ハ第十号ト同シ
依テ復タ爰ニ之ヲ贅セス

第十三号

○合衆國ノ代官人ヨリ外國ノ船舶船
貨等ノ救難料ニ関スル訴訟ニ付合
衆國ノ為メ船舶ノ没収及ヒ税金等

議ヲ犯カシテ其禁制ノ新約克南部地方ノ港ニ
入港シタルヲ以テナリ依テ右船舶ハ其入港ヲ
禁シタル決議ノ効力ニ依リ其船具、網具、器具等
ト船中ノ船貨トヲ俵セテ之ヲ合衆國ニ没收ス
可キモノナリ

第二條

若シ当裁判所ニ於テ前条ノ理由ヲ以テ未タ右
船舶船貨等ヲ合衆國ニ没收ス可キモノニアラ
スト判定セララル、トアルニ於テハ此等ノ船舶
船貨等ハ合衆國ノ法律上其船舶ノ合衆國內ニ到
着シ及ヒ其船中ノ船貨ノ商品タル外國産ノ糖
水酒、砂糖等ヲ合衆國ニ輸入セシ為メ賦課ス可
キ税金ヲ并償ス可キ責任アリ依テ当代言人ハ

司法省

合衆國ノ為メ若シ当裁判所ニ於テ前條ノ理由ヲ
以テ未タ右船舶船貨等ヲ合衆國ニ没收ス可キ
モノニアラスト判定セララル、ニ於テハ法律ニ
從テ右税金ヲ合衆國ニ并償ス可キト及ヒ本
訴ノ入費ヲ当代言人ニ并償ス可キトヲ命セ
ラレニトヲ願フ其他本訴ニ付亞采利伽合衆國
ニ於テ有スル權利ト利益ハ当裁判所ニ於テ当
代言人ノ并論ヲ尽シタル上之ヲ判定セラレン
トヲモ保セテ願フモノナリ

合衆國ノ代言人

ビームス、イ、ハミルトン

新約克州ノ南部地方所在

亞采利伽合衆國地方裁判所内

海上裁判所

但シ合衆國ヨリ討求ヲ為時ハ訴訟入費ノ保
証ヲ為サ、ルモノナリ

第十四号

○討求答弁書ニ對シテ提供スル返答
書

爰ニペツタル、ハルモ子トイリハレツト、キン
クスパレト、兩名討求答弁者タルゼイムス、
グツチヤナンヨリ提供セル討求答弁書ニ對シ
其返答トシテ兩名ノ訴状中ニ記載セルモノハ
全ク真正確實タルヲ申明シ候ヒテ右討求答
弁者ヨリ提供セル討求答弁ハ全ク不実不確定
タルヲ以テ訴状中ニ請願セル如ク余セラレ
ニテ願フ

司法省

原告人ノ代訴人

イサツク、イ、ジョンソン

判事

サミウイル、アルベツズ氏

責下

○訴訟ノ半途中賣却ヲ請願スル願書
第十五号

○船舶船貨等ヲ賣却セントスル所以
ノ事情ヲ陳供スル口書

新約克州南部地所在ノ合衆國地方裁判
所ニ於テ

原告

ペツタル、ハルモ子一

イリハレット、キンクスバレー

被告

ウヲ一タルルウ号ノ船舶

及ヒ其船賃

爰ニ本訴ノ原告人ノ一名タルペツタル、ハルモ子一誓約ノ上申明スルヲ左ノ如シ

右ウヲ一タルルウ号ノ船舶ハ即今新約克港ノ埠頭ニ碇泊シテ其埠頭税着守者ノ手数料及ヒ其他ノ費用等ノ為ノ益々其入費ヲ増加シ又其船舶ハ毀損スル所アルヲ以テ之レニ注意ト修理トヲ加ヘサル可カラズ又其船賃ノ如キ多クハ砂糖ニシテ減尽シ易キモノニ係リ然シテ之レ

司法省

ニ對シテ討求ヲ為ス者ハ唯々合衆國ヨリ之レカ没收ト税金トヲ討求スルト英國ノ領事官ヨリ其姓名ノ不分明ナル英國人タル持主ノ權利ニ付テ討求ヲ為スト及ヒロイド會社ノ保險者ノ代人ヨリ其保險者ノ分配ヲ受ク可キ權利ニ付テ討求ヲ為スト三者ニ過キス依テ思フニ右船舶ハ裁判所ノ命令ヲ以テ其船具、網具、器具、船賃トヲ保セテ速カニ之ヲ賣却ニ附シテ此等討求者ノ為ノ其賣却ノ代金ヲ當裁判所ニ帶来セシムルハ大ニ此等討求者ノ利益タル可シ依テ此旨申明スルモノナリ

ペツタル、ハルモ子一

新約克州ノ南部地方所在

合衆國地方裁判所

千八百二十九年十月七日余ノ面前ニ於テ正ニ誓約ヲ為スモノナリ

書記官

フレッド、セイ、ベツズ

第十六号

○前号ノ口書ヲ提供セル後討求者ノ

代訴人ニ船舶ノ賣却ヲ請願スル旨

ヲ告知スル報知書

新約克州ノ南部地方所在ノ合衆國地方

裁判所ニ於テ

原告

パツタル、ハルモ子一

司法省

イリハレット、キンクスバレー

被告

ワフォータルウ号ノ船舶及

ヒ其船貨

拜呈然レハ本訴ノ訴状討求書等ニ記載セル條

件ニ付此報知書ニ附添スル口書ヲ呈致シテ当

十月八日ノ火曜日午前十一時ヲ以テ新約克府

ノハイオン街五番地ノ事務局ニ於テ当裁判所ノ

判事ワミウイル、アル、ベツズ氏責下ニ命令執行

官ノ指揮ヲ以テ右ウヲ一タルウ号ノ船舶ト

及ヒ其船貨トヲ賣却ニ附シテ其賣却ノ代金ヲ

裁判所ニ帶来ス可キ旨ヲ命セラレシノ請願

ヲ為サントス依テ右口書ノ謄本ヲ添へ此旨諸

君に報知スルモノナリ敬白

千八百二十九年十月七日

原告人ノ代訴人

イサツク、イ、ジョンソン

合衆國ノ代言人

ゼイムス、イハミルトン氏

保険者ノ代訴人

ロビンソン及ヒベツズ氏

船主船貨主ノ代訴人

イツチ及ヒイ、ウ井ルクス氏

各位貴下

第十七号

○報知書送達ノ証

司法省

兼認書

爰ニ余筆正ニ在中ノ報知書ノ送達ヲ受ケタリ

此旨兼認スルモノナリ

千八百二十九年十月七日

地方命令執行官

ゼイムス、イ、ミルトン

ヘンリー、バルクレー及

ヒゼタルゲ、バルクレー

兩名ノ代訴人

ロビンソン及ヒベツズ

英國領事官ノ代訴人

イツチ及ヒイ、ウ井ルクス

又送達ノ口書

爰ニ法律學生タル新約克府ノジョーン、ゼイ、ヨクダ
至当ノ誓約ヲ爲シタル上当十月七日ヲ以テ前
号ノ口書ト報知書トノ謄本ヲ本訴ノ討求者ノ
代訴人タルゼイムス、イ、ハミルトン氏トロビン
ソン及ヒベツズ氏トイツチ及ヒイ、ウ井ルクス
氏トノ事務所ニ於テ其書記ニ交付シ以テ正ニ
此等ノ諸人ニ之ヲ送達セシメテ申明スルモノ
ナリ

新約克州ノ南部地方所在

合衆國地方裁判所

千八百二十九年十月七日余ノ面前ニ於テ正
ニ誓約ヲ爲スモノナリ

合衆國ノ委員官

司法省

イ、シ井、ベ子デックト

第十八号

○訴訟ノ半途船舶船貨等ノ賣却ヲ
命スル令状

原告

ヤツタル、ハルモ子

イリハレット、キンクスバレー

被告

ウヲータルルウ号ノ船舶

及ヒ其船貨

爰ニヤツタル、ハルモ子ヨリ提供セル口書ト
討求者ノ代訴人等ノ兼認書トヲ朗讀收受シタ
ル上原告人ノ代訴人ジョーン氏ノ請願ニ依

リ命令執行官ハ物品賣却ノ令状ヲ発シテ之レ
ニ六日間ノ公告ヲ為シタル上ウヲ一タルル
号ノ船舶ト及ヒ其船具、網具、器具、船賃トヲ從セ
之ヲ賣却ニ附ス可キヲ命令シ其他其賣却ノ代
金ヲ当裁判所ハ帶來シテ書記官ハ年納ス可キ
トヲモ從セテ命スルモノナリ

第十九号

○物品賣却ノ令状

鈐印ノ場所

爰ニ亞米利伽合衆國ノ大統領謹シテ新約克州
南部地方ノ命令執行官ハ命ス

司法省

千八百二十九年九月十六日ヲ以テマツタル、ハ
ルモ子一トイリハレツト、キングスバレートノ
兩名ヨリウヲ一タルルウ号ノ船舶及ヒ其船具
網具、器具、船賃等ニ對シ新約克州南部地方所在
ノ合衆國地方裁判所ハ訴状ヲ提供シ此等ノ船
船船賃等ヲ收奪シ之ヲ賣却ニ附シテ原告人ノ
請願ニ充テラレニ一ヲ請願セリ依テ右訴状ノ
請願ニ從ヒ当裁判所ヨリ令状ヲ発出シテ此等
ノ船舶船賃等ヲ押封シ今日ニ在テモ尚ホ之ヲ
押封着守ス然ルニ本訴ニ付千八百二十九年十
一月七日ヲ以テ言渡シタル当裁判所ノ半途ノ
言渡ニ依リ右船舶ハ法律ニ從テ六日間賣却ノ
公告ヲ為シタル上命令執行官タル足下ヲシテ

其船具、網具、器具、船賃トヲ併セテ之ヲ賣却セシム可キトテ命令セリ依テ足下ハ法律上定メタル公告ヲ為シタル上其定時ト定場トニ於テ定示ノ方法ヲ以テ右ウイタルルウ号ノ船舶ト及ヒ其船具、網具、器具、船賃トヲ併セテ之ヲ賣却ニ附シ然レテ其賣却ニ依テ得タル代金ハ来ル十一月第三ノ火曜日ヲ以テ新約克府所在ノ當裁判所ニ帶來シテ此等令状ト共ニ之ヲ當裁判所ノ書記官ニ并納ス可シ此旨執行官タル足下ニ命スルモノナリ

一千八百二十九年即チ我カ獨立後五十三年ノ十一月七日ヲ以テ新約克州南部地方ノ新約克府所在ノ右裁判所ノ判事サミウイ、アル、ベツズ

司法省

氏之ヲ証ス

新約克州ノ南部地方所在

合衆國裁判所

書記官

フレッド、ゼイ、ベツズ

〔第二十号〕

○命令執行官ノ復命書

爰ニ余ハ右命令ニ從ヒ總計三万九千二百六十二弗九十セントノ金高ヲ以テ右ウイタルルウ号ノ船舶ト及ヒ其船具、網具、器具、船賃トヲ併セテ之ヲ賣却シテ其代金ハ余ノ命セラレタル如ク當裁判所ノ書記官ニ正ニ并納セリ此旨復命スルモノナリ

合衆國ノ命令執行官

トヲマス、モルリス

第二十一号

○書記官ヨリ命令執行官ニ交附スル
領收書

合衆國地方裁判所ニ於テ

原告

ペツタル、ハルモ子一及ヒ、

被告

ガヲ一タルルウ号ノ船舶
及ヒ、

一金三万九千二百六十二弗九十セント

右ハ本訴ニ付発出セル物品賣却ノ令状ニ依テ

司法省

右船舶ト船賃トヲ賣却セシ代金トシテ命令執

行官タルトヲマス、モルリス氏ヨリ右三万九千

二百六十二弗九十セントノ金高ヲ正ニ領收ス

ルモノナリ

千八百三十年二月二十二日新約克ニ於テ

地方書記官

フレッド、ゼイ、ベツズ

○別段ノ請願書

第二十二号

○命令執行官ヨリ其賣却ニ附シタル
船賃ノ税金ヲ弁償ス可キ乞許ヲ求

ムル請願書

新約克州南部地方所在ノ合衆國地方裁判

所ニ於テ

原告

ベツタル、ハルモ子一及ヒ、

被告

ウラールルウ号ノ船舶及

ヒ、ヒ、ヒ、ヒ

拜呈然レハ余ハ本訴ニ付當十一月十一日ノ水
曜日ヲ以テ船賃ノ賣却代金中ヨリ其船賃ノ税
金ヲ新約克港ノ税金徴收官ニ弁償ス可キ允許
ヲ裁判所ニ請ハントス此旨諸君ニ報知スルモ
ノナリ敬白

命令執行官

トヲマス、モルリス

司法省

原告人ノ代訴人

イサツク、イ、ジヨンソン氏

討求者ノ代訴人

ゼイムス、イ、ハミルトン氏

ロビンソン及ヒベツズ氏

イツナ及ヒイ、ウ井ルタス氏

各位貴下

右正ニ送達ヲ受ケタリ此旨承認スルモノナ
リ

イサツク、イ、シヨンソン

ゼイムス、イ、ハミルトン

ロビンソン及ヒベツズ

イツナ及ヒイ、ウ井ルタス

第二十三号

○前号、請願書に、命令書

爰ニ當裁判所ニ右船舶船賃等ヲ簿冊ニ登記ス
ルニ當リ其船賃ノ税金ヲ弁償ス可キトノ保証
ヲ為シタルトヲ記明シテ地方ノ命令執行官ヨ
リ其保証ヲ為シタル税金ノ金高ヲ新約克港ノ
税金徴收官ニ弁償ス可キ允許ヲ受ケントヲ請
願シ然シテ當裁判所ノ前ニ於テ討求者ノ代訴
人ニ至當ノ報知ヲ為セシニ一人ヲモ之レニ抗
論スル者アラサルヲ以テ當裁判所ヨリ右命令
執行官ノ直ニ其税金ノ金高ヲ右税金徴收官
ニ弁納ス可キトヲ命シ併セテ其弁納ノ証書ヲ
差出シタル上ハ之ヲ以テ本訴ニ付登出セル物
品賣却ノ令状ノ復命書ノ一部トシテ領収ス可
キトヲ命スルモノナリ

司法省

第二十四号

○豫收ノ口供ヲ徴收スルトノ必要タ
ルトヲ陳供スル口書

新約克州南部地方所在ノ合衆國地方裁判
所ニ於テ

原告

マツタル、ハルモ子

イリハレット、キンクスバレー

被告

ウラータルルウ号ノ船

船及其船具細具器具

船貨

爰ニ右指名ノ原告人ノ一名タルイリハレット、
キニクスバレーノ誓約ヲ為シタル上申明スル
左ノ如シ

右イリハレット、キニクスバレーノ曾テ新約克
附属ノ兩桅船「ノル」シ「ノル」ノ船長ト为リテ
ハウアナヨリカデツズニ向ケテ航海ヲ為スニ
当リ其航海中危難ニ罹リタル右「ノル」タル
「ノル」号ノ船舶ニ出會セリ然シテ其航海中右兩桅
船ノ一等副船長タリシ者ハウ井リアム、イタ、ウ
井ニ子ツト氏ニシテカレブ、イル、アアシヤル氏
ハ二等副船長ト为リウ井リアム、ジヤツクソン
ゼイムス、ポアタルウ井リアム、デールジヨン、ス

司法省

テウヘルスゼイムス、ジヤミソソウ井リアム、ダ
ラントジヨセストミンダスニコラス、ヤニノ等
ノ諸人ハ其船員ニシテ又ウヘリツクス、マルテ
子バ氏ハ右船舶ノ船客ナリ依テ此等ノ諸人ハ
本訴ノ証人タル可キモノニシテ其口供ハ原告
人ノ証拠ト为ス可キ最モ必要ナルモノナリ然
ルニ此等ノ諸人ハ元来總テ航海ヲ以テ營業ト
スルモノニシテ今ヤ方サニ海上ニ向ケテ航海
ヲ為サントス是レ他人ヨリ報知ヲ受ケタルノ
ミナラス自家ニ在テハ深ク信シテ毫モ疑ヒラ
容レス依テ此旨申明スルモノナリ

イ、キニクスバレー

新約克州ノ南部地方所在

合衆國地方裁判所

千八百二十九年十月七日余、面前ニ於テ正ニ誓約ヲ為スモノナリ

合衆國ノ委負官

イ、シ井、ベ子デクト

第二十五号

〇 糾問判事ヨリ對テ、一方ノ者ハ豫

收ノ口供ヲ徵收スルコトヲ告知スル

報知書

新約克州南部地方所在ノ合衆國地方裁判所ニ於テ

原告

マツタル、ハルモ子一

司法省

イリハレット、キンクスバレー

被告

ウヲリタルルウ号ノ船舶

及ニ其船具、網具、器具

船賃

爰ニウ井リアム、イタ、ウ井ン子ツトカレブ、イル、
アプシヤルゼイムス、ホアタルウ井リアム、デー
ルジヨン、ステウハ、ンズ、ゼイムス、ジヤミソソウ
井リアム、グラント等、諸人ハ本訴ノ証人ニシ
テ其口供ハ最モ必要ナルモノナリ然ルニ今ヤ此
等ノ諸人ハ方サニ海上ニ向ケテ航海ヲ為サン
トスルニ依リ本訴ノ原告人ノ為メ当十月八日
午前九時ヲ以テ新約克府ノバイン街十五番地

ノ余ノ事務局ニ之ヲ昭出シテ新約克州南部地
方ノ合衆國巡回裁判所ヨリ合法ニ命セラレタ
ル委員官タル余ノ面前ニ於テ本訴ノ審問ニ先
ツテ豫メ之ヲ訊問セントス依テ若シ諸君ノ相
当ナリト思考スルニ於テハ同日同時ヲ以テ同
場ニ出席シテ之レカ訊問ヲ為ス可シ此旨諸君
ニ報知スルモノナリ敬白

紀元後千八百二十九年十月七日新約克ニ於
テ日附ス

合衆國ノ委員官

イ、シ井、ベ子デクト

討求者ノ代訴人

ゼイムス、イ、ハミルトン氏

司法省

ロビンソン及ヒベツズ氏

イツナ及ヒイ、ウ井ルクス氏

各位貴下

第二十六号

○送達ノ証

爰ニ法律学生タル新約克府、ジヨン、セイ、ヨシ
 グ正ニ誓約ヲ為シタル上申明ス当十月七日本
 府ニ附添セル報知昏ノ謄本ヲ合衆国ノ代訴人
 タルゼイムス、イ、ハミルトン氏ノ事務所ニ在席
 スル者ト交附シテ正ニ之ヲ同氏ト送達シ及ヒ
 同日ヲ以テ同一ノ謄本ヲ討求者ノ一名タルバ
 ルクレーノ代訴人ロビンソン及ヒベツズ氏ノ
 事務所ニ於テ其昏記ニ交附シテ正ニ之ヲ同氏
 ト送達シ又同日ヲ以テ同一ノ謄本ヲ討求者ノ
 一名タルブツケヤナン氏ノ代訴人イウツケ及ヒ
 イ、ウ井ルクス氏自身ト交附シテ正ニ之ヲ同氏
 司法省

司法省

ニ送達セリ此旨併セテ申明スルモノナリ
 ジヨン、セイ、ヨシ

新約克州ノ南部地方所在

合衆国地方裁判所

千八百二十九年十月八日余ノ面前ニ於テ正

ニ誓約ヲ為スモノナリ

合衆国委員官

イ、レ井、バ子デクト

第二十七号

○委員官ノ面前ニ於テ証明ヲ為ス
 可キコトヲ命スル詔出状

鈐印、場所

代訴人

イサツク、イ、ジヨンソン

亜米利加合衆国ノ大統領

ウヰリアム、イタ、ウヰン子ツトカレブ、イル、ア
アシヤルウヰリアム、ジャツクソンゼイムス、
ポアタルウヰリアム、デール、ジヨン、ステウヘ
ンズゼイムス、ジャミソンウヰリアム、グレン
トフヘリツクス、マルテ子ズジヨセフ、ドミン
クスニコラス、ヤニコ等ノ諸人ロ命ス

爰ニ足下等ハ千八百二十九年十月八日午前九
時ヲ以テ百事擲棄シテ新約克州南部地方ノ亞
米利加合衆国巡回裁判所ヨリ命セラレタル委
負官イラスタス、シヰ、バ子デクト氏、新約克府
内ノバイン街十五番地ノ事務局ニ出席シ氏ノ

司法省

面前ニ於テペツタル、ハルモ子トイリハレツ
ト、キャンクスバレートノ兩名ヨリウヲ一タル、
ウ号ノ船舶及、其船具、網具、器具、船貨等ニ對シ
テ新約克州南部地方所在ノ合衆国地方裁判取
提題セシ即今未決中ノ訴訟ニ付原告人ノ為メ
各々足下等ノ明知スル所ノモノヲ証明ス可シ
若シ足下等ノ此命令ニ従ハサル時ハ各々二百
五十弗ノ罰金ヲ科ヤラル可シ此旨足下等ニ命
スルモノナリ

千八百二十九年十月七日新約克府所在ノ合衆
国地方裁判所ノ判事サミウイル、アル、バツズ氏
之ヲ証ス

書記官

〔第二十八号〕

○ 昭出状ノ附箋

爰ニ足下ハ此附箋在中ノ昭出状ニ依リ千八百二十九年十月八日午前九時ヲ以テ百事擲棄シテ新約克州南部地方ノ亞米利伽合衆国巡回裁判所ヨリ命セラレタル委負官イラスクス、シ井ベ子デット氏、新約克府内ノパイン街十五番地ノ事務局ニ出席シ氏ノ面前ニ於テペツタルハルモ子ートイリハレツト、ヤンクスバレートノ兩名ヨリウガラートル号ノ船舶及々其船具、網具、器具、船貨等ニ對シテ新約克州南部地方所在、合衆国地方裁判所ニ提起セシ即今未決

司法省

中ノ訴訟ニ付原告人、為ノ足下、明知スル所ノモノヲ証明ス可ク若シ怠ルニ於テハ二百五十弗ノ罰金ヲ科セラル可キヲ命セラル、モ

ナリ
千八百二十九年十月七日裁判所ニ於テ日附
ス

原告人ノ代訴人

イサツク、イ、ジョンソン

ウヰリアマ、イフウヰン子ツト氏

貴下

〔第二十九号〕

○ 証人ノ口供

新約克州南部地方所在亞米利伽合衆

国地方裁判所ニ於テ

爰ニペツツル、ハルモ子トイリハレット、キン
クスバレートノ両名ヨリウツリタルウ号ノ船
舶及、其船具、網具、器具、船貨等ニ對シテ新約克
州南部地方存在ノ合衆国地方裁判所ニ提起シ
然シテゼイムス、ブツチヤナンヘンリー、バルク
レーゼ、アルゲ、バルクレート及、ヒュ米利伽合衆
国トノ其討求者タル即今未決中ノ海上航海上
ノ裁判権内ニ屬スル民事ノ訴訟ニ付原告人ノ
証人タルウツリアム、イタ、ウツン子ツト、アレー、
イル、アブ、シヤル、ウツリアム、ジャツクソン、ゼイ
ムス、ポアタル、ウツリアム、デール、ジョン、スラウ
ヘンス、ゼイムス、ジャミソン及、ヒウツリアム、グ
ラント等ノ諸人各々千八百二十九年十月八日

司法省

ヲ以テ自身新約克州南部地方ノ合衆国巡回裁
判所ヨリ千八百十二年二月二十日ノ頒布ニ係
ル合衆国ノ裁判所ニ提起セル民事ノ訴訟ニ於
ケル口唇保釋証書等ノ徴收方ヲ改良スル國會
ノ決議ニ從テ合法ニ命セラルル委員官イラ
スタス、シ、井、バ子テグトナル余ノ新約克府内所
在ノ事務局ニ出席セシニ依リ余ノ面前ニ於テ
先ツ第一ニ右ウツリアム、イタ、ウツン子ツトヲ
シテ真正有実ヲ証明ス可キ、ノ誓約ヲ為サシ
メタル上之ヲ訊問シタル處其申明スル、左ノ
如シ

右ウツリアム、イタ、ウツン子ツトハ年齢二十五

歳ニシテ西桅船ナルニ井ト号ヲ以テハウア
ナヨリ新約克ニ向ケテ航行ヤシ時其船ハ一等
副船長ト為ヤリ其船長ハイリハレツト、キンク
スバレーナリ又右西桅船ハ二百六十噸積ノ船
船ナリ然シテ右西桅船ノ之レニ砂糖コチニイ
ル顔料ニ用等ノ船貨ヲ積入レテ去ル八月十九
日ヲ以テハウアナヨリ推測スル所ニ依レハカ
グヅズニ向ケテ出帆セシ後去ル八月二十七日
ノ午後二時半頃(海上ノ時間)北緯度三十四度四
分ト西経度七十五度十五分トノ間ニ於テ船尾
ニ倫頓ノウヲ一タルルウ号ナル言詞ヲ掲ケシ
一艘ノ破船ヲ発見セリ依テ當証人ハノルニ井
トド号ノ船員四名ト共ニ該船ノ小舟ヲ以テ右

司法省

破船ノ甲板ニ架入りシニ其大桅ト後桅トハ己
ニ流失セリ是レヨリ先キ西桅船ガリナン号ノ
船將ト其船員ノ某トハ己ニ其甲板ニ在リテ次
テガリナン号モ亦相會シ然シテ此時ガリナン
号ノ船將ハ自身ヲ指シテバルテモル附属ノ西
桅船ガリナン号ノ船將タルヲ表示セリ顧フ
ニ當時此等ノ船將ト船具トハ專ラ右ノ破船ヨ
リ自身ノ使用ニ供スルニ適當ニシテ容易ニ撤
去スルヲ得可キモノ、收奪ニ從事セシモノ、
如シ然シテガリナン号ノ船將ヨリ當証人ニ右
破船ハ深ク水中ニ沈入シテ方サニ沈没セント
シ當時船員ハ唯タ救分間ノ外其船底ニ滞留シ
能ハサルヲ表示シタル後右船舶ハ明朝ヲ待

タスシテ沈没セント思考スルニ依リ其船貨ヲ
搬出スルハ無益タルヲ申明シテ当証人ニ船
長キンクスバレーニ此旨ヲ告知ス可ク求メテ
爲シ然ル後右船舶ノ方サニ沈没セントスルヲ
トアリラン号ノ船將ニ於テハ右船舶ノ方サニ
沈没セントシテ何人ヲモ其甲板ニ滞留シ能ハ
サルニ依リ之ヲ挽救ス可カラサルヲトテ当証
人ニ申明セリ依リ当証人ハ右破船ノ船室ニ到
リシト雖モ大ニ危険ニシテ其甲板ノ下ニハ何
人ト雖モ在留シ能ハサルノミナラス船内ノ嵐
ヲモ己ニ死去ヤシ如クナレハ久シク其室内ニ
止ルヲ得ス又其船中ニ在リシ時アリラン号ノ
船貨ハ其室内ヨリ船貨ノ簿冊ヲ海中ニ擲棄セ

司法省

シテ以テ当証人ハ海利トシテ之ヲ拾收シテ已
レノ帽子ニ收入セリ又當時アリタルルウ号
ノ船員ハ一名ヲモ其船中ニアラス又ハ其他ノ
者ヲモアラス唯タ其船中ニ在リシ者ハアリテ
シ号トナルシキト号トヨリ之ニ乗入リテ
人々ニ過キス然シテ当証人ハ右アリタルル
ウ号ノ船中ニ殆ト十五分間滞留シタル後其捨
收シタル簿冊ヲ携帶シテナルシキト号ニ歸
船シ之ヲ船長キンクスバレーニ交附シテ之レ
ニアリラン号ノ船將ヨリノ通知ヲ報告セリ依
テ船長キンクスバレーモ亦右アリタルルウ
号ニ到リテ殆ト四十五分間其船中ニ滞留
シタル後歸船シ又ナルシキト号ハ其終夜破

船ニ接近シテ碇泊セリ然ルニ翌朝ニ至テ觀レ
ハ兩桅船アリヲシ号ノ船將船負等ハ破船ヲ遺
棄シテ已ニ出帆シ又今朝ノ天氣ハ非常ノ暴風
ニシテマルシ井ト号ノ第二層ノ帆ヲ二重ニ
捲縮セリ然シテ當日ノ朝ニ至リ船長キンクス
ハレハ再ニ破船ノ甲板ニ乗入ラントスルノ
意旨ヲ申明シ兩桅船ノ船負ヲ船尾ニ晒出シテ
之レニケヲイタルルウ号ト及ヒ其船負トハ大
ニ價額アリト信スルヲ告知シテ各々破船ノ
船中ト兩桅船ノ船中トニ於テ船長ノ命令ヲ奉
シテ其破船ヲ某港迄挽棧スルノ助力ヲ為サン
ト欲スルヤ否ヤヲ尋問ヤシニ船負一同異口同
意ニ助力ヲ為サント欲スル旨ヲ申明セリ依テ

司法省

当証人ハマルシ井ト号ノ船負四名ト共ニ破
船ノ甲板ニ乗入レリ此時ニ當テヤ海上ノ浪浪
ハ實ニ激裂ニシテ其甲板ニ乗入レシハ殆ト其
朝ノ八時頃ナリ然シテ其甲板ニ乗入りタル上
ハ先ツ唧筒ヲ以テ海水ノ浅深ヲ測量セシニ其
船艙ニ流入セシ海水ハ十二フ井トニ上リ然
ル後マルシ井ト号ヨリ破船ニ錨索ヲ牽張ス
ルノ使用ニ供スル為ニ破船ノ船中ニ在リシ總
テノ小索ヲマルシ井ト号ニ搬運シ當日ハ終日
唧筒ヲ使用シテ之ヲ以テ船中ノ海水ヲ汲起シ
其時間中ハ破船ノ船首重量ニシテ海水ハ時々
錨索眼ヲ洗ヒ其汲起セシ海水ハ初日中ハ漏水
眼ヨリ流出セシテ及テ錨索眼ヨリ流出シ當

日ハ当証人ト船負トニテ総テ妨害ト为ル可キ
破船ノ綱具及々帆樞帆架横柱等ヲ伐除セリ思
フニ大桅後桅等ノ損失セシハ全ク暴風甚ク激
烈ナリシニ依ル可シ然シテ其左舷ノ綱具ハ総
テ之ヲ伐除シ又其破船ニハ一モ之ニテ附属セ
シ端船ナク其脚船架ハ已ニ流失シ又其防禦ノ
鏡ハ堅線ヨリ破烈シ鏈鎖ノ鍊柱ハ不良ニ之ヲ
扭廻セシヲ以テ是レヨリ海水漏洩セリ又其甲
板ノ環針ノ一ハ破烈シ船對ハ全ク破壊シ船中
ニハ一モ錨鏈ナク西舷ノ欄干柵欄等ハ互ニ相
軌轢シテ全ク破損シ右舷ニ至テハ尚ホ一層甚
シク毀損セリ思フニ右船舶ハ其右舷ノ梁尾ヲ
甚シクオツレシモ、如ク故ニ当証人ノ其船

司法省

中ニ到リシ當時ニ在テハ左舷ニ偏向シ其綱具
ハ右舷ノ鏈柱ニ掛リ帆樞帆架横柱等ハ甲板ノ
方サニ横ヲハリ第二層ノ大桅ノ後緯ト中桅ノ
後緯トハ綱具ノ重量ニ依テ切斷セリ然シテ右
破船ニナルシ井ド号ノ挽綱ヲ附スルニ付テ
ハ大ニ困難ヲ極メ終ニナルシ井ド号ノ船尾
ヨリ破船ノ絞車ニ至ル迄錨索ヲ渡シ之ヲ以テ
右破船ヲマルシ井ド号ニ附着シマルシ井ド
号ノ馬勒ヲ絞車ニ結合セリ此時ニ當テヤ波
浪激烈ニシテ此切ヲ奏スルニ至ル迄ハ救多ノ
方法ヲ尽シ此等ノ方法ヲ尽スニ付テハ波浪ノ
激烈ナルカ为ノ危険ト困難トヲ冒カシ漸ク破
船ヨリ小索ヲ得テ之ヲ錨索ニ結合シ挽綱ヲ破

船ニ附着スルニ至ル迄ハ殆ト二時半若クハ三
時間ヲ費シ此間始終暴風ニシテ当証人ト船員
トハマルシ井ド号ノ端船ニ在リシヲ以テ為
ノニ非常ノ危険ヲ冒カシテ此等ノ使役ヲ為セ
リ然シテ再後一日若クハ二日ヲ経タル後更
ニ他ノ錨索ヲ破船ニ附着シ之ヲ撤来スル間ハ
マルシ井ド号ノ船員各々交番ヲ以テ即筒ニ
テ船中ノ海水ヲ汲起ヤリ尔後破船ニ挽綱ヲ附
着シタル時ヨリ殆ト八日ノ後頃即筒ノ一挺ハ
不通ト為レリ然レモ他ノ一挺ハ尔後尚ホ使用
スルヲ得タリ又船員ハ始終即筒ノ運轉ニ従事
セシヨリ大ニ疲労ノ極ノ水先人ヲ得ルニ至リ
シ迄ハ昼夜各々半時間ノ休息ヲ以テ其運轉ニ

司法省

従事シ漸次疲労シテ終ニハ即筒ノ側ニ旧キ帆
布ヲ卧褥トシテ卧眠スルモノアルニ至レリ又
船員ノ右破船ヲ挽棹セシ間ハ殆ト晴天ノ日ナ
クシテ波浪大ニ激烈ナリシヨリ為メニガラー
タルルウ号ハ大ニ動揺来往セリ然ルニ九月三
日頃暴風俄カニ起リテガラータルルウ号ノ梁
尾ヲ突キ為メニ後々驚ク可キ破烈所ヲ生セリ
依テ其船ヲ真直ニスル為メ其前桅ノ綱具トヲ
ヲ伐除シ又右舷ノ錨ヲモ伐除シ甲板ニ在ルモ
ノ、総テ運搬シ易キモノハ之ヲ掃除シ然シテ
其船ヲ真直ニスルニ至ル迄ハ大ニ困難ヲ極メ
リ又ガラータルルウ号ノ右暴風ニ遭遇セサル
以前ニ在テハ其船艙ノ海水ハ已ニ三フ井ドト

至ル迄減尽セシカ其暴風ニ遭遇セシ後ハ水漏、場所増加シテ暫時ノ内ニセブ井トニ上リ當時右船舶ハ方サニ沈没セントスルノ恐レアルニ依リ之ヲ風下ノ側ニ回轉シ又船負等ハ大ニ恐怖シテ其生命ヲ救助スル為メ總テ脚船ニ移リテ当証人ニ天神ノ救助ヲ請フ可キ求メテ為セリ然レモ之ヲ説諭シテ再々船中ニ歸ラシメリ尔後九月五日頃復々更ラニ一層激烈ナル暴風起リテ波浪再々ウヲ一タルウ号ノ梁尾ヲ打テ當時ノ波浪大ニ激烈ニシテ海水ハ該船ノ船尾棲ニ至ル迄来リ其間漏水ハ一時間ニ三ブ井トニ上レリ然レモ大ニ困難ヲ極メテ終ニ其舵ヲ真直ニセシカ此間該船ハ激浪ノ為

司法省

ノ大ニ毀損セリ然レテ當時ハ井ト号ノ船負ハ唯々船長ト庖人管食者トヲ除クノ外ハ總テウヲ一タルウ号ノ船中ニ在リテメルシ井ト号ノ船中ニ在リシ者ハ僅カニ救名ニ過キサリシヲ以テ此際其帆ノ至当ノ負救ヲ減スルニ至ル迄ハ殆ト十二時間ヲ費シ当証人ハ現ニ船長キンクスバレーノ第二層帆ノ下段ノ帆架ニ於テ自身帆ヲ捲縮セシ所ヲ目撃セリ然レテ暴風ハ殆ト二十四時間激烈ニシテ止々時ナク其間破船ハ大ニ動揺未往セシヨリ船中ノ漏水ハ船負等ノ危険ヲ冒カシテ一同大ニ勞力ヲ尽セシニモ拘ハラヌ益々増加シ漸ク九月十一日ヲ以テサンデー、フウークニ到着シ此場所ニ

於テ一名ノ水先人ヲ船中ニ雇入レテ九月十二日ヲ以テ上陸禁制ノ地ニ到着セリ然レテ船負等ノ右破船中ニ在リシ間ハ始終沈没セントスルノ恐レヲ抱テ諸般ノ危難ヲ極メ唧筒ハ始終之ヲ運轉セシモ當時ニ在テハ右破船ヲ帶来スルヲ得可キ望ミナク然レモ漏水ノ巨大ナル場取ニ始終之ヲ使用シテ可力及其漏水ヲ防キシト虽モ終ニ帆ヲ談船ニ運搬シ得ルニ至ラズ始メニ之ヲ談船ニ使用セシ時ハ船後ニ於テ殆ト十九アキレト半ノ海水ヲ汲出セリ又談船ハ四百噸積ノ船舶ノ如ク其船貨ハ該船ノ到着スルヤ直ニ之ヲ上陸セシカ其船貨ハ砂糖糖水酒加非ヲシテスウツド名板ノ等ノ類ナリ觀フニ若シ

司法省

右破船ヲ救助セシテ遺棄セシニ於テハ蓋シタルレ井レド号ノ之ヲ救助セシ時ヨリ八時間ヲ待タスニテ水中ニ沈没シタル可キハ當証人ノ深ク信シテ毫モ疑ヒテ容レサル所ナリ又ナルレ井レド号ノ船員ハ船長ト及レ談船ノ船客トヲ合セテ其人負總計十二名ニシテ右船客タル者モ亦他ノ人々ト共ニ大ニ談船ヲ救助スルノ助力ヲ尽シ又此等船員ノ中其二三名ノ者ハ非常ノ勞力ヲ尽シタル其兩足ヲ膨脹セシノミナラズ尚ホ且其他ノ損害ヲ受ケシカ思フニナルレ井レド号ノ船員中ガヲレタルルウ号ヲ救助スルニ付勞力ヲ費シタル為ソ一人トシテ其健康ヲ害セサル者ナカル可シ又此等ノ船員

ハウタータルルウ号ヲ挽救セシ間ハ始終其甲板ニ在リテ曾テ卧シテ安眠セシヲナク時々激浪起リテ屢々甲板ヨリ打拂ハレントスルノ危険ヲ冒カシ又ウタータルルウ号ヲ挽救セシ時
間中ハ船長キンクスバレーハ其自身ノ職務ノ外尚ホマルシキード号ノ航海ニ尽カシテ帆桅ノ前ニ従事ス可キ者ノ職務ヲ行ヘリ又兩桅船マルシキード号ハ当証人ノ所見ニ依レハ殆ト一万八千弗ノ價額アル可ク然シテウタータルルウ号ヲ挽救セシニ付テハ毫モ摩耗セヌ又ハ毀損破壊ヲモセシ所ナシト虽モ屢々危険ヲ冒カセリ實ニ今日ヨリシテ回顧スレハマルシキード号ノ如キ小船ヲ以テ斯ル破船ヲ挽救セシ

司法省

ハ誠ニ危険ノ事業ナリシト云フ可シ又右討求者ノ一人タルバルクレイヨリ横詰訊問ヲ受ケテ申明スルヲ左ノ如シ
曾テマルシキード号ノ船員等ノウタータルルウ号ニ出會セシ時ハカデツズニ向ケテ曲江ノ通常ノ通路ヲ駛行セリ然レモ當時船長ノ果シテ新約克若クハ其他ノ港ニ滞留セントセシヤ其意志ノ如何ハ当証人ノ明知スル処ニアラス然シテ其通行セシ通路ハ新約克又ハ歐羅巴州ニ航行スル時通過ス可キ同一ノ通路ヲ通行セリ又ウタータルルウ号ノ船將船員等ハ殆ト日没頃ウタータルルウ号ヨリウタータルルウ号ニ歸船セリ然ルニ翌朝ニ至リウタータルルウ号ヲ領有シタ

ル後之ヲ觀レハ一層水面ニ浮上リテ船艙内ノ
海水ハ大ニ減少セリ又ウラタルルウ号ヲ領
有セシ當日ヲ以テ其妨害ト爲ル可キモノヲ除
却シタル後水漏ヲ検査シテ其防禦ニ尽力シ水
漏ハ殊ニ大挽ト後挽トノ右舷ノ水路ニ其漏口
アリシカ此等ハ帆脚索ノ結頭ニ索ヲ拭ケテ外
部ヨリ之ヲ防禦シ又艙口ハ新鮮ナル空氣ノ之
レニ入りテ當証人ノ當時數分間其艙下ニ滯留
スルヲ得ル爲メ四五日間之ヲ開放シ置ケリ
本日ノ審問ハ先ツ是レ迄ニテ閉廷シテ明日即
チ十月九日午前九時迄延期ス
千八百二十九年十月十二日ノ審問
爰ニ本訴ノ証人タルウヰリアムイヌウヰン子
司法省

司法省

ツト右討求者バルクレーノ代言人ヨリ更テニ
横誌訊問ヲ受ケテ申明スルト左ノ如シ
ウヰリアムイヌウヰン子曰ク曾テウラ
タルルウ号ニ出會スル二三日^{船行ノ遅速ヲ}前強風起ル可キ
前兆アリシヲ以テ測程器^{測行ノ器機}ヲ看守
セシカウラタルルウ号ニ出會セシ當日ノ朝
ハ唯々微風アルノミニテ天氣ハ甚ク快晴ナリ
然レモ當日ハ注意ヲ加ヘテ航行シ然シテ破船
ニ出會セシ時ハストリ井ームノ曲海中ニ在リ
又ウラタルルウ号ヲ帶來セシ時遭遇セシ風
ハ多クハ逆風ニシテ且大風ナリ又船員中安着
ノ後別段疾病ニ罹リタル者アラスト虫モ其手
足ヲ膨脹シ且安眠セサル爲メ其双眼ヲ痛ノリ

又當時當証人ノ果シテマルシ井ド号ニ到リ
テ其職務ヲ行フヲ得シヤ否ヤハ之ヲ明知セス
ト雖モ彼令果シテ該船ニ到リテ其職務ヲ行フ
ヲ得タルモ當時該船ニ到ルノ意アラヌ又マル
シ井ド号ノ新約克ニ碇泊セシ日救ハ十日若
クハ其以上ナルモ二週間ニ過キヌ又ハツタラ
ズノ海岬邊ニ在テハ暴風屢々起リ九月三日ノ
日ハノリノ海岬邊ニ在リシト思考ヌ又九月三
日ト五日トノ兩日ハ強風ニシテ船首ノ方ニ吹
キ航海中船舶ハ始終逆風ニ向ツテ曾テ順風ニ
遭遇セシヲナシ

又直接ノ審問ヲ受ケテ申明スルノ左ノ如シ
ケラリタルルウ号ノ舷邊ノ水中ニ在リシ時ハ
司法省

該船ハ其梁尾ノ上ニアリシモノ、如ク又二度
ノ強風ニ遭遇セシ時ニ當テモ亦其位地ニ在リ
又該船ヲ領有セシ時ハ初ノ之レニ出會シテ船
中ニ乗入りタル時ヨリハ一層水中ニ沈入セリ

ウ井リアム、イヌ、ウ井ン子ツト
千八百二十九年十月八日余ノ面前ニ於テ正ニ
徴收シ且署名誓約ヲ為サシムルモノナリ

イ、シ井、バ子デクト
次ヲ右カレブ、イル、アブシヤルヲ訊問シ尔後他
ノ証人ヲ訊問ス

〔第三十号〕

○委負官ノ証明書

新約克州南部地方所在亞米利伽合衆国

地方裁判所ニ於テ

爰ニ千八百十二年二月二十日、頒布ニ係ル合衆国ノ裁判所ニ提起スル民事ノ訴訟ニ於ケル口唇保釈昏等ノ徵收方ヲ改良スル決議ニ依リ新約克南部地方ノ合衆国巡回裁判所ヨリ合法ニ命セラルタル委員官イラスタス、シ井、バ子デクトナル余ハ左ノ諸件ヲ証明ス即チ右口供ヲ徵收スル所以ノ理由ハ全ク右証人ノ口供ハ本訴ニ必要タルモノニシテ右証人ハ方サニ海上ニ向テテ航海ヲ為サントスルニ依ル又右口供ヲ徵收スル時ト場所トヲ告知スル報知昏ハ余ノ之レニ署名シテ發出シ然シテ当十月七日ヲ以テ各々新約克府内ニ住居スル合衆国ノ代訴

司法省

人ゼイムス、イ、ハミルトン氏ト討求者タルバルクレーノ代訴人ロビンソン及ヒバツズ氏ト及ヒ討求者タルグワナヤナンノ代訴人イツチ、イ、ウキルクス氏トノ三氏ハ正ニ送達シテ之レニ若シ相当ナリト思考スルニ於テハ右口供徵收ノ時出席シテ証人ノ訊問ヲ為ス可キ旨ヲ告知セリ但シ其報知昏ノ謄本ハ甲印ヲ附シテ本昏ニ附添ス

又千八百二十九年十月八日右代訴人并ニ原告人ノ代訴人イサツ、イ、ジョンソン氏及ヒ右証人各々出席ノ上余ハ此等ノ証人ヲシテ各々眞実ヲ陳述ス可キヲ誓約ヲ為サシメタル上注意ヲ加ヘテ之ヲ訊問シ其陳述ハ之ヲ唇面ニ記載

シテ此等ノ証人ヲシテ余ノ面前ニ於テ之レニ署名セシメリ但シ余ハ原被告人中ノ代訴代言人ニアラス又ハ本訴ニ関係ヲモアウサルナリ

新約克南部地方ノ合衆国委任官

イ、シ井、ベ子デクト

第三十一号

○口供ヲ封印シタル後之レニ記載ス

可裏唇及其宛名

パツタルハルモ子ヨリガワリタルルウ号ハ船舶ニ付スル訴訟ニ関スル原告人方ノ口供

合衆国委任官

イ、シ井、ベ子デクト

新約克州ノ南部地方所在

司法省

合衆国地方裁判所

但シ委任官ノ姓名ハ封印ヲ横断シテ記載スルモ亦取テ妨ケナシトス

第三十二号

○裁判所ニ於テ口供ヲ閉封ス可キ

ヲ命スル命令唇

爰ニ原告人ノ代訴人タルジヨンソン氏ノ請願ニ依リ本訴ニ付委任官イ、シ井、ベ子デクト氏ノ徴收シテ封印シタル口供ヲ閉封ス可キヲ命スルモノナリ

第三十三号

○委任状ヲ發出ス可キヲ命スル命令

状

原告

ペツタル、ハルモ子

被告

ウヲールルウ号ノ船舶

爰ニ本訴ノ討求者教名ノ代訴人ノ承諾旨ヲ朗
 讀受理シタル上原告人ノ代訴人ジヨンソン氏
 請願ニ依リバルテモルノジヨン、スコット氏ト
 ジヨン、グリーン氏ト及ヒロバルトパルウキアン
 ス氏トノ三氏ニ委任状ヲ發出シテ之ニ誣委
 任状ニ附添スル証人ノ訊問旨ヲ以テコル子リ
 アス、イフ、ドリスコールヲ訊問ス可キヲ命ス
 ルモノナリ

第三十四号

司法省

○委任状

鈐印ノ場所

代訴人

イサツク、イジヨンソン

爰ニ亞米利伽合衆国ノ大統領ヨリバルテモル
 ノジヨン、スコット氏トジヨン、グリーン氏ト及ヒ
 ロバルト、パルウキアンズ氏トノ三氏ニ命ス
 足下等ハ忠實信愛ナルヲ以テ足下等ヲ撰定シ
 テ足下等ニ此委任状ヲ以テ當時ベツタル、ハル
 モ子トイリハレツト、キンクスハレートノ兩
 名ヨリウヲールルウ号ノ船舶及ヒ其船具網
 具、器具、船貨等ニ對シテ新約克南部地方ノ合衆

国地方裁判所に提起セル訴訟ノ証人トシテ當時バルテモル附属ノ両桅船アリヤン号ノ船長タルコル子リアス、イフトリスコールヲシテ誓約ヲ为サシメタル上当委任状ニ附添スル証人ノ訊問旨ヲ以テ之ヲ訊問シテ可力及速カニ其訊問旨ヲ当委任状ニ添へ、委任官タル足下等ノ二名以上ニテ之ヲ封印シテ右裁判所ニ復命ス可シ此旨足下等ニ命スルモノナリ

千八百二十九年即チ我カ獨立後五十四年ノ十一月六日新約克南部地方所在ノ右裁判所ノ判事サミウイル、アル、ベツズ氏証ス

書記官

フレツド、ゼイ、ベツズ

司法省

第三十五号

○委任官ノ復命旨

此委任ヲ執行セシメハ本旨ニ添附セル附録中ニ之ヲ掲載スルモノナリ

委任官

ジョーン、スコット

ジョーン、クレン

第三十六号

○証人ノ直接訊問旨

新約克州南部地方所在ノ合衆国地方裁判

所ニ於テ

爰ニマツタル、ハルモ子トイリハレット、キンクスバレートノ兩名ヨリガブリータルルウ号ノ

船舶及、其船具、網具、器具、船貨等ニ對シテ當時
新約克南部地方、合衆国地方裁判所ニ提起シ
然シテヘンレーバルクレーゼラルゲバルクレ
ーゼイムス、シ井、ブツチヤタン及、合衆国ノ地
方代言人タルゼイムス、イ、ハミルトン等ノ其討
求者タル海上航海上ノ裁判権内ニ属スル訴訟
ニ付原告人、为ノ本昏ニ附添セル令状中ニ指
名セル委負官、面前ニ本訴ノ証人タルマリー
ランド州バルテモル住居ノドリスコールヲ晒
出シ之ヲシテ誓約ヲ为サンタル上訊問ヲ为
ス可キ諸件左ノ如シ
第一ノ訊問 足下ノ姓名、年齢、住居及、職業等
ハ如何

司法省

第二ノ訊問 足下ハ去ル八月中ポルトカベル
ロヨリバルテモル迄ノ航海ニ於テ兩桅船ヲリ
ラシ号ノ船長タリシヤ否ヤ若シ果シテ船長タ
リシニ於テハ何時ヲ以テポルトカベルロヲ出
帆シ何時ヲ以テバルテモルニ到着セシヤ
第三ノ訊問 足下ハ右航海中倫頓ノ附属船ガ
フータルルウ号ノ破船ニ出會セシヤ否ヤ若シ
果シテ出會セシニ於テハ足下ノ該船ニ出會セ
シハ何日ニシテ當時ガフータルルウ号ハ如何
ナル經度ト緯度トノ間ニ在リシヤ又足下ハ該
船ニ乗入リシヤ否ヤ該船ハ其船員ノ全ク之ヲ
遺棄セシヤ否其船中ニハ船員アリシヤ否又該
船ノ帆桅中流失セシモノアリシヤ若シ流失セ

シモノアルニ於テハ其帆桅ハ如何ナルモノナ
ルヤ又其帆桅ハ全ク暴風ノ為メニ流失セシヤ
若クハ其他ノ方法ニ依テ流失セシモノ、如ク
ナルヤ又其帆桅ノ流失ニ依リ為メニ船体ニ如
何ナル損害ヲ加ヘタルヤ又該船ノ艙内ニ海水
ノ流入セシヤ若シ流入セシニ於テハ其流入セ
シ海水ハ幾何ナルヤ又該船ハ方サニ沈没セン
トスルノ景況アリシヤ否ヤ又該船ノ船首ハ水
中ニ沈入セシヤ若シ沈入セシニ於テハ幾尺沈
入セシヤ足下ハ該船ノ船底ニ到リシヤ若シ到
リシニ於テハ何時間其中ニ滞留セシヤ又其船
底中ニ疾病ニ罹ル可キ悪氣アリシヤ又ハ何人
ト雖モ其船底中ニ何時間滞留スルヲ得シヤ又

司法省

当時該船ノ船室ニ二三ノ時間中滞留スルヲ
得シヤ若シ滞留シ能ハサリシニ於テハ如何ナ
ル理由アリテ然リヤ又足下ノ船員中該船ノ船
中ニ在ルノ間疾病ニ罹リシ者アルヤ若シ疾病
ニ罹リシ者アルニ於テハ其人負ハ幾何人ナル
ヤ又ハ足下ノ判定スル所ニ依リハ斯ル疾病ノ
起リタルハ果シテ如何ナル原由ニ依ルモノト
思考スルヤ又ハ余ク該船ノ船室艙内等ノ悪氣
ヨリシテ起リタルニアラサルヤ否若クハ其他
ノ原由ニ依テ起リタルヤ又該船ハ全ク破船セ
シヤ否又ハ足下ハ該船ノ沈没スルモノト信シ
テ之ヲ遺棄セシニアラヌヤ否又足下ハ該船ヲ
某港ニ帶來シ得可シト認定セサリシヤ否充分

ニ申明ス可シ

第四ノ訊問 新約克附屬ノ西捲船ヲルニ井一
ド号ハ足下ノ右破船ニ出會セシ時ト同時ニ之
レニ出會セシヤ否若シ出會セシニ於テハ足下
ノ談船ノ船中ニ在リシ間ハルニ井一ド号ノ船
負ノ該船ニ乗入りシ者ハ幾何人ナルヤ又足下
ハヲルニ井一ド号ノ船負ニ足下ノ談船ヲ遺棄
セントスル意思ヲ告知セシヤ否又ハ談船ノ翌
朝ヲ待タスニテ沈没セントスルヲ申明セシ
ヤ否其他談船ニ関シテ何事ヲ申明セシヤ又足
下ハ談船ヨリ帰船シタル後何時間談船ヲ見ル
可キ場所ニ滞留セシヤ又足下ノ談船ニ出會シ
タル日ノ翌朝談船ヲ見タルヤ否ヤ

司法省

第五ノ訊問 其他足下ハ本訴ニ付原告人ノ利
益ト为リ若クハ原告人ニ必要ナル事件ヲ明知
スルヤ否ヤ若シ果シテ明知スルニ於テハ他ノ
別段訊問ヲ受ケタル条件ト同様充分之ヲ申明
ス可シ

原告人ノ代訴人

イサツクスイ、ジョソン

同 代言人

ダウキッド、ビ、ラグデン

第三十七号

○証人ノ横詰訊問局

新約克州南部地方所在ノ合衆国地方裁

判所ニ於テ

爰ニベツタルハルモ子トイリハレツト、キン
クスバレートノ兩名ヨリウツアルウ号ノ
船舶及、其船貨等ニ對シテ新約克南部地方ノ
合衆国地方裁判所ヨリ提起シ然シテ合衆国爲合
衆国地方代言人ゼイムスハルトン及、其他ノ
者ノ討求者タル海上航海上ノ裁判権内ニ属ス
ル訴訟ニ付合衆国ノ爲メ本局ニ附添セル令状
中ニ指名セル委員官ノ面前ニ本訴ノ証人タル
マリールンド州バルテモル住居ノドリスコ
ルヲ召出シ之ヲシテ誓約ヲ爲サシメタル上横
詰訊問ヲ爲ス可キ諸件左ノ如シ
第一ノ訊問 若シ足下ハ第三ノ直接訊問ノ答
トシテ足下ノ果シテ去ル八月中海上ニ於テ倫

司法省

頓附属ノ兩桅船ガフールタルウ号ニ出會セシ
トヲ申明スルニ於テハ足下ノ該船ニ出會セシ
時該船ノ滞在セシ緯度經度其滞在セシ場所ヨ
リ最近ノ直接ノ港足下ノ該船ヨリ歸船セシ時
ノ風ノ景况方向及、該船ヲ西印度ノ島海中ノ
港若クハ其他合衆国外ノ港ニ帶來スルハ新約
克ノ港ニ帶來スルヨリモ一層容易ニシテ且危
險ニアラサリシヤ否ヤ等ノ諸件ヲ各々明瞭ニ
申明ス可シ
最終ノ訊問 其他若シ足下ノ当討求者タル合
衆国ニ必要ナル条件ヲ明知スルニ於テハ他ノ
別段訊問ヲ受ケタルモノト同様充分ニ之ヲ申
明ス可シ

新約克南部地方ノ合衆国地方代言人

ゼイムス、イハミルトン

右代人

ヒリツプ、ハミルトン

第三十八号

○右証人ノ口供

爰ニ下名ノ委員官タル余輩ハペツタル、ハルモ
子トトイリハレツト、キンクスバレートノ兩名
ヨリガフイータルルウ号ノ船舶及ヒ其船具、網具、
器具、船貨等ニ對シテ提起セル訴訟ニ付原告人
ノ為メ新約克南部地方ノ合衆国地方裁判所ヨ
リ本訴ノ証人タルコル子リアス、イフドリスコ
ールヲ訊問ス可キ委任状ヲ受ケタルニ依リ千

司法省

八百二十九年十一月十三日ヲ以テ右証人ヲ昭
出シ之ヲシテ誓約ヲ為サシメタル上訊問ヲ為
セシ処其申明スル口供左ノ如シ
ハルテモル府住居ノコル子リアス、イフトリス
コール原告人ノ為メ昭出ヲ受ケテ出席シ誓約
ヲ為シタル上訊問ヲ受ケタル処左ノ如ク申明
ス

第一条

第一ノ訊問ノ答弁 証人ノ姓名ハコル子リア
ス、イフ、ドリスコール年齢ハ二十八歳住所ハバ
ルテモルニシテ職業ハ航海者ナリ

第二条

第二ノ訊問ノ答弁 証人ハ去ル八月申ポルト

カベルロヨリバルチモル迄ノ航海ニ於テ兩桅
船アリラン号ノ船長ト为リ去ル八月六日ヲ以
テポルトカベルロヲ出帆シ同月ノ二十七八日
頃バルチモルニ到着セリ

第三條

第三ノ訊問ノ答弁 証人ハ右航海中八月二十
六日ヲ以テ倫頓ノ附屬船ガリーナル号ノ
破船ニ出會シ當時該船ハ緯度三十四度四分ト
經度七十五度五分トノ間ニ在リ又証人ハ該船
ニ乗入りタリ又該船ハ其船負ノ全ク之ヲ遺棄
シ其船中ニハ一名ノ船負ヲモアラス又其大桅
ト後桅トハ流失シ此等ノ帆桅ハ全ク暴風ノ为
メニ流失セシモノ、如シ又其柵欄ハ全ク毀損

司法省

シテ甲板上ニ在リ其鏈鎖ノ鍍栓ハ帆桅ノ流失
セシ爲メ拔出シ又該船ハ方々ニ沈没セントス
ルノ恐レアリテ其船内ニハ多量ノ海水流入セ
シト云モ其分量ノ如何ハ之ヲ明言スルヲ得ス
又該船ノ船首ノ水路ハ一方ニ偏向シテ全ク水
中ニ沈入シ爲メニ海水ハ屢々甲板ニ流入セリ
又証人ハ六七度船底ニ到リテ新鮮ノ空氣ヲ受
クルヲ得可キ場所ニ於テ殆ト十分ノ時間滯留
セリ又其船底中ニ疾病ニ罹ル可キ悪氣アリテ
船負ノ二名ハ之ヲ受ケタル爲メ已ニ疾病ニ罹
リテ何人ト云モ苟クモ証人ノ如ク新鮮ノ空氣
ヲ受クルヲ得可キ場所ニ滯留スルニアテサル
ヨリハ蓋シ安全ニ五分間ヲモ船底ニ滯留シ能

ハサル可シ又談船ハ全ク破船ト为リ証人ハ談船ノ必ス沈没スルモノト信シテ之ヲ遺棄シ又談船ヲ某港ニ帶來スルハ得テ能ハサルモノト認定セリ

第四條

第四ノ訊問ノ答弁 新約克ノ附屬船ハルニ井
一ド号ハ右ノ破船ニ出會シ其船員ノ四名ハ証人ノ右破船ニ乗入りタル時ヨリ殆ト一時間ノ後ニシテ証人ノ其船中ニアリシ間ニ談船ニ乗入りタリ又証人ハ船長キンクスバレーニ談船ハ方サニ沈没ス可シト虫モ翌朝ニ至ル迄ハ其近邊ニ碇泊ス可キヲ告知セリ然ルニ夜半頃叫聲アリシカ翌朝ニ至テ觀レハ早已ニ右ノ破船トナルニ井一ド号トヲ共ニ看失ヘリ

司法省

第五條

第五ノ訊問ノ答弁 証人ニ於テハ本訴ニ付別ニ原告人ノ利益ト为リ若クハ必要タル他ノ案件ヲ想起セス唯ク爰ニ申明ス可キモノハ証人ノ右破船ヨリ帰船スル時談船ハ大ニ動揺シテ必ス沈没ス可シト判定セシヲノ一事ニ過キサルナリ

横詰訊問ノ答弁

第一ノ訊問ノ答弁 証人ノウチヲ一タルウチニ出會セシ時ノ談船所在ノ緯度ト經度トハ原告人ノ第三ノ訊問ノ答弁トシテ詳細之ヲ申明セシ如ク又當時談船所在ノ場所ヨリ最近ノ直

接ノ港ハウヰルジニア州ノノルフラナリ
又証人ノ談船ヨリ歸船セシ時ノ風ハ西南ニシ
テ甚ク強風ナリ又談船ヲ西印度ノ島嶼中ノ港
若クハ其他合衆国外ノ港ニ帶來スルハ新約克
ノ港ニ帶來スルヨリモ一層容易ニシテ且安全
ナリトハ信セサルナリ

最終ノ訊問ノ答弁 右ノ外別ニ討求者タル合
衆国ニ必要タル他ノ条件ヲ明知セサルヲ答
弁ス

シヰ、イフ、ドリスコール

余輩ノ面前ニ於テ正ニ誓約署名ヲ為スモノ
ナリ

委員官

司法省

ジョン、スコット

ジョン、グレン

第三十九号

○右口供ノ裏層及、其宛名
此層式ハ前既ニ記載セル第三十一号ノ層式ト
同一ナルハ爰ニ之ヲ贅セス

第四十号

○委任状ヲ開封ス可キ令状
此層式モ亦前既ニ記載セル第三十二号ノ層式
ト同一ナルハ亦爰ニ之ヲ贅セス

第四十一号

○討求者ニ審問ヲ告知スル報知層
新約克州南部地方所在ノ合衆国地方裁判

所ニ於テ

原告

ペツタル、ハルモ子一

イリハレワト、キンクスバレー

被告

ウラ一タルルウ号ノ船舶

及、其船具等

拜呈然レハ本訴ハ来ル十二月ノ第一火曜日ヲ以テ新約克府ノ府會所ニ於テ開設セラル可キ当裁判所ノ次期ノ開期ヲ以テ審問ニ附セラル可シ此旨諸君ニ報知スルモノナリ敬白
千八百二十九年十一月二十六日新約克ニ於テ附ス

司法省

原告人ノ代訴人

イサツク、イ、ジョソン

討求者ノ代訴人

イツチ、イ、ウキルクス氏

ロビンソン及ヒミツズ氏

ゼイムス、イ、ハミルトン氏

各位費下

但シ討求者ノ代訴人ヨリ原告人ノ代訴人ニ送達スル報知昏ノ昏式モ亦之レト同一ニシテ唯々其時宜ニ從テ必要タル教語ヲ変換スルニ過キサルナリ

第四十二号

○昏記官ニ審問ヲ告知スル報知昏

〔裁判所ノ称名原被告ノ氏名等ヲ記載スル〕
ルノ前項ノ胥式ノ如シ

本訴ハ救難料ヲ討求スル物権ニ関スル訴訟ニシテ其案件ハ千八百二十九年十月五日ヲ以テ收結ス

原告人ノ代訴人

イサツク、イ、ジヨンソン

討求者ブツチヤナン代訴人

イツチ、イ、ウサルクス

同バルクレー代訴人

ロビンソン及ヒベツズ

同合衆国ノ代訴人

ゼイムス、イ、ハミルトン

司法省

拜呈然レハ本訴ハ当裁判所ノ十二月ノ満期ヲ以テ審問ニ附セラル可シ此旨報道スルモノナリ敬白

千八百二十九年十一月二十八日

原告人ノ代訴人

イサツク、イ、ジヨンソン

胥記官

フレッド、ベイ、ベツス氏

貴下

〔第四十三号〕

○胥記官ニ胥類ヲ裁判所ニ帶來ス可

キテ告知スル報知胥

〔裁判所ノ称名原被告ノ氏名等ヲ記載ス

ルヲ前項ノ胥式ノ如シ
拜呈然レハ本訴ノ審問ノ節本訴ニ付提供セル
胥類ハ裁判所ニ於テ必要タルニ依リ貴下之ヲ
带来セラレントテ請フ敬白

原告人ノ代訴人

イサツク、イ、ジヨンソン

胥記官

フレツド、ゼイ、バツズ氏

貴下

〔第四十四号〕

○審問ヲ為ス可キトテ命ヌル令状

爰ニ原告人ノ代訴人ジヨンソン氏ノ請願ニ依
リ今ヤ本訴ヲ審問ニ附ス可シ此旨命ヌルモノ
ナリ
司法省

〔第四十五号〕

○審問胥

- 一 原告人討求者各々其訴状討求胥ヲ朗読ス
- 一 次テ原告人ノ代訴人ダウ井ツド、ビヲクジ
ン氏ヨリウガラータルルウ号ノ副船長ウ井
リアム、イヌウ井ン子ツトニ等副船長カレ
ブ、イル、アアシヤル船員ゼイムス、ジヤミソ
ンウ井リアム、ジヤツクソンゼイムス、ホル
タル等ノ豫收ノ口供ト及ヒ委任ヲ為シテ
徴收シタルコル子リアス、イフ、ドリスコ
ルノ口供トヲ提供ス
- 一 然ル後原告人ノ証人ジヨンジヨ子スヲ昭出ス

- 一 証人ノ訊問ヲ閉ツ
- 一 次ニバツズ氏討求者バルクレーノ為ニ弁論ス
- 一 次ニウヰルクス氏討求者ブツチヤナンノ為ニ弁論ス
- 一 次ニカワラング氏船長船員等ノ為ニ弁論ス
- 一 次ニ地方代言人タルハミルトン氏合衆国ノ為ニ弁論ス
- 一 次ニワクデン氏原告人ハルモ子ノ為ニ弁論ス
- 一 爰ニ於テ裁判所ハ時間ヲ設ケテ其判決ヲ思考評議ス

第四十六号

○ 書記官ニ救難料ノ算定報告等ヲ命ス

ル事實ノ判決層

原告

ベツタル、ハルモ子

イリハレット、キンクスバレー

司法省

被告

ウヲールウ号ノ船舶及

其船具綱具器具船貨

爰ニ当裁判所ニ於テ時間ヲ設ケテ本訴ノ判決
 及、救難料ノ金高比例分配等ニ付評議ヲ尽シ
 且本訴ノ原告人討求者等ノ商議ヲ聴紀シ評議
 ノ全ク一決シタルヲ以テ今ヤ当裁判所ニ於テ
 判決スルヲ左ノ如シ
 当裁判所ノ書記官ハ本訴ニ付發出セラル賣却ノ
 令状ニ依テ賣却ヲ為シタル其總代金中ヨリ先
 ツ裁判所官吏ノ徴收ス可キ訴訟入費ト及、右
 船舶船貨等ヲ看守セシ謝報トシテ徴收ス可キ
 手数料并ニ船貨税船舶ノ頓税等ヲ併セテ之ヲ

弁償シ然ル後其總代金ヨリ此等ノ金高ヲ除算
シタル殘金ノ三分ノ二ヲ本訴ノ救難者ニ弁償
ス可シ然シテ其殘金ハ左ノ方法ヲ以テ之ヲ分
配ス可シ即チ其殘金ノ三分ノ二ハ之ヲ原告人
タルマツタル、ハルモ子一ニ弁償シ其三分ノ一
ハ之ヲ十二ニ分ツテ其一部ツ、ヲ右船舶船賃
等ヲ救助スルノ助力ヲ為シタル左ノ救人ニ弁
償ス可シ即チ兩桅船ノルニ井一ド、子ノ船長イ
リハレット、キンクスバレー、一部右兩桅船ノ
副船長ウ井リアム、イヌウ井ン子ツト、一部二
等副船長カレブ、イル、アプニヤル、一部船員ゼ
イムス、ジヤミソ、ンウキリアム、ジヤツクソ、ンウ
井リアム、デールゼイムス、ポルトル、ジヨンス、ラ

司法省

ウヘル、スウ井リアム、グウン、ト、ジヨセフ、ドミン
グ、イ、ズ、ニコラス、ヤニ、ノ、等ノ、救人、各々一部ツ
、及、右兩桅船ノ、船客、フヘリ、ツクス、マルテ、子
ズ、一部ヲ、弁償ス可シ
又右殘金ノ、三分ノ、一中ヨリ、原告人、英國領事官、
及、討求者、ヘンリー、ハルクレ、ゼイ、ラル、ゲ、ハ
ルクレ、一等ノ、代訴人、本訴ニ、付、其、徵收、ス可キ
入費ヲ、弁償シ、且右、カ、フ、リ、タル、ル、ウ、号、及、其、船
具等ニ、對シ、討求ヲ、為シタル、亞米利伽、合衆國、タ
ル、討求者ニ、其、討求ヲ、為スニ、付、費、ヤシタル、入費
ヲ、弁償ス可シ
又當裁判所ノ、書記官ハ、本訴ニ、付、此判決ニ、從テ
各原告人、ニ、弁償ス可キ、金高ヲ、算定報告シ、且其

原告人ハ年償ス可キ金高ヲ言渡ス可キ判決昏
ヲ造ル可シ
又前項ニ記載セル残金ノ三分ノ一中ヨリ前項
ノ入費ヲ除算シタル残金ハ当裁判所ヨリ更
ニ他ノ命令ヲ為スニ至ル迄ハ当裁判所ノ信任
ヲ以テ新約克府所在ノ合衆国々立銀行ニ附托
ス可シ

第四十七号

○昏記官ノ報告昏

新約克州南部地方所在ノ合衆国地方裁判所ニ於テ

原告

マツタル、ハルモ子一

イリハレット、キンクスバレー

司法省

被告

ガヲ一タルルウ号ノ船舶

及、其船具綱具器具船賃

爰ニ当二月十九日ヲ以テ簿冊ニ登記セル右訴
訟ノ当裁判所ノ判決ニ依リ余ハ其判決ニ従テ
各原告人ハ年償ス可キ金高ヲ算定報告ス可キ
命ヲ受ケタルヲ以テ今爰ニ当裁判所ノ昏記官
タルフレテリツクゼイ、ベツズナル余ハ右判決
ト命令トニ従テ其年償ス可キ金高ヲ計算セリ
然シテ左ニ記載スルモノハ其計算昏ニシテ各
原告人ハ年償ス可キ金高ナリ即テ

三万九千二百六十二弗九十セント 右賣却ノ總金高

右ノ内ヨリ除算ス可キ金高

二万四千三百九十五弗七十八セント

命令執行官ノ徴收ス可キ入
費並ニ諸稅費用共

三百六十弗三十七セント

肩記官ノ徴收ス可キ入費

總計二万四千六百五十九弗十五セント

一万四千六百五十九弗十五セント

右殘金

九千七百三十七弗八十三セント三

原告人中ニ年償ス可キ右殘

分ノ一

金ノ三分二ノ金高

六千四百九十一弗八十八セント三

ヘツタルハルモ子一ニ年償

分ノ二

ス可キ右殘金ノ三分二ノ金高

二百七十弗四十九セント二分

イリハツト、フィンクスバレーニ年償ス

ノ一

可キ右殘金ノ三分一ノ二分ノ金高

二百七十弗四十九セント二分

右同断ウヰリアム、イヌウヰン

ノ一

子ツトニ年償ス可キ金高

司法省

二百七十弗四十九セント二分

右同断カレブ、イル、アプレヤ

ノ一

ルニ年償ス可キ金高

二百七十弗四十九セント二分

右同断ゼイムス、ジャミソン

ノ一

ニ年償ス可キ金高

二百七十弗四十九セント二分

右同断ウヰリアム、ジャク

ノ一

ソニニ年償ス可キ金高

二百七十弗四十九セント二分

右同断ウヰリアム、テール

ノ一

ニ年償ス可キ金高

二百七十弗四十九セント二分

右同断ゼイムス、ホルタル

ノ一

ニ年償ス可キ金高

二百七十弗四十九セント二分

右同断ジョンス、ステウヘル

ノ一

ニ年償ス可キ金高

二百七十弗四十九セント二分

右同断ウヰリアム、グラント

ノ一 日弁償ス可キ金高

二百七十弗四十九セント二分 右同断ジヨセフ、ドミングイ

ノ一 日弁償ス可キ金高

二百七十弗四十九セント二分 右同断ニコラス、ヤニノ、日弁

ノ一 償ス可キ金高

二百七十弗四十九セント二分 右同断フヘリツクス、マルテ

ノ一 子ズ、日弁償ス可キ金高

總計九千七百三十七弗八十三セント半

差引残金四千八百六十八弗九十一セント半

右ノ通ニ候也

千八百三十年三月二十日新約克ニ於テ

昏記官

フレッド、セイ、ベツズ

司法省

第四十八号

○終審ノ判決書

爰ニ本訴ニ於ケル書記官ノ報告各ヲ朗讀受理
セル上セイヤ、イ、ジョ、ン、ソ、ン、氏ノ請願ニ依リ右報
告各中ノ諸件ヲ認定シテ原告人各々左ノ救難
料ヲ受クヘキコトヲ判決命令スルモノナリ

六千四百九十一弗八十八

ペツタル、ハルモ子

セント三分ノ二

二百七十弗四十九セント

イリハレット、キンクスバレー

二分ノ一

二百七十弗四十九セント

ウイリアム、イノ、ウイソ子ツト

二分ノ一

二百七十弗四十九セント

カレブ、イル、アアヒヤル

二分ノ一

二百七十弗四十九セント

セイムス、シヤミツン

二分ノ一

二百七十弗四十九セント

ウイリアム、エックツン

二分ノ一

二百七十弗四十九セント

ウイリアム、デーレ

二分ノ一

二百七十弗四十九セント

ウイリアム、ポルタル

二分ノ一

二百七十弗四十九セント

ウイリアム、ステウヘルス

二分ノ一

二百七十弗四十九セント

ウイリアム、グラント

二分ノ一

貳百七十弗四十九セント

ジョセフ・ドミングイス

二分ノ一

貳百七十弗四十九セント

ニコラス・ヤニノ

二分ノ一

貳百七十弗四十九セント

フヘリツクス・マルチ子ス

二分ノ一

○別段ノ請願及ヒ命令執行官ヲ封産
スヘキ請願

第百四十九号

○命令執行官ニ賣却状ノ復命ヲ為
ス可キヲ告知スル執知昏

新約克州南部地方所在ノ合衆國地方

裁判所ニ於テ

司法省

原告

ベツタル、ハルモ子

イリハレット、キンクスバレー

被告

「ウ」号ルル号ノ船舶

及ヒ其船具細具器

具船賃

拜呈然レハ貴下右訴訟ニ付曾テ貴下ニ交付セ
ル賣却状ノ復命ヲ為サレシヲ請フ此旨報道
スルモノナリ敬白

千八百三十年二月三日新約克ニ於テ

原告人ノ代訴人

イサツクイ、ジョニソン

命令執行官

トヨマス、モルリス氏

貴下

第五十号

○右報知各送達ノ口書

新約克州南部地方所在ノ合衆國地方裁

判所ニ於テ

原告

ベツタル、ハルモ子一

イリハレット、ギニクスバレー

被告

「ワラー」タルル号ノ船

船及ヒ其船具網具

司法省

器具船賃

爰ニ法律学生タル新約克府ノシヨシ、ヒイヨシ

グ正ニ誓約ヲ為シタル上當ニ月三日右ノ報知

書ヲ新約克南部地方ノ命令執行官タルトラマ

ス、モルリス氏自身ニ交附シ以テ正ニ同氏ニ送

達セシメテ申明スルモノナリ

シヨシ、ヒイヨシ

新約克南部地方所在

合衆國地方裁判所

千八百三十年二月十五日余ノ面前ニ於テ正

ニ誓約ヲ為スモノナリ

書記官

フレッドセイマツズ

○賣却状ノ復命ヲ為サ、ル為ノ封
産ノ請願ヲ為ス口供

新約克州南部地方所在ノ合衆國地方

裁判所ニ於テ

原告

ヘックル、ハルモ子一

イリハレット、ギンクスバレー

被告

「ワットル」号ノ船

船及ヒ其船具細

具器具船貨

爰ニ右原告人ノ代訴人イサツク、イ、シヨニン

司法省

誓約ヲ為シタル上申明ス去レ十月八日ヲ以テ

本訴ニ付「ワットル」号ノ船舶ト及ヒ其船

具、細具、器具、船貨トヲ賣却ニ附シテ其代金ヲ當

裁判所に帶來セシメラレシトノ請願ヲ為セシ

處許容ノ上同日ヲ以テ賣却状ヲ新約克南部地

方ノ命令執行官ニ送シテ之レニ十月十九日ヲ

以テ其復命ヲ為スヘキトヲ命セラレタリ然ル

ニ當代訴人ノ聞知スル所ニ依レハ右船舶等ハ

去ル十月十五日ヨリ三十一日迄ノ某日ヲ以テ

已ニ賣却ニ附セラレシト雖ヒ其處分ヲ當裁判

所に復命セシトハ末々曾テ當代訴人ニ於テ明

知セス此旨申明スルモノナリ

イサツク、イ、シヨニン

新約克南部地方所在
合衆國地方裁判所

千八百三十年二月十五日余ノ面前ニ於テ正
ニ誓約ヲ為スモノナリ

書記官

フレッド・セイ・ヘツス

第五十二号

○命令執行官ニ封産状ヲ發出ス可
カラサル所以ノ理由アラハズ
レヲ証明スヘキヲ命令スル令
状

新約克州南部地方所在ノ重米利伽合
衆國地方裁判所ニ於テ

司法省

原告

マツタル、ハルモ子

イリハレット、キンクスバレー

被告

「ムラートタル」号

爰ニ新約克南部地方ノ命令執行官ニ本訴ニ付
曾テ發出セシ賣却状ノ復命ヲ為ス可キヲ告
知セシ報知昏ト及ヒ其報知昏送達ノ口供並ニ
原告人ノ代訴人ヨリ当月十五日ヲ以テ提供シ
テ該賣却状ハ去ル十月十九日ヲ以テ其復命ヲ
為ス可キ命ヲ以テ發出シ然シテ正ニ右命令執
行官ニ之ヲ交付セシト雖モ未タ其復命ヲ為サ

サレテ証明スル口供トテ朗讀シタル上右原告人ノ代訴人イサツクイイヨシソシ氏ノ請願ニ依リ右命令執行官ニ當テ二月二十二日ヲ以テ新約克府ノ府會所ニ開設スル當裁判所ノ前ニ出席シテ右令狀ノ復命ヲ爲サレ懲罰トシテ右執行官ニ對シ封産狀ヲ發出スヘカラサル所以ノ理由アラハ之ヲ証明スヘキテ命スルモノナリ

第五十三号

○右令狀送達ノ義認昏

余ハ爰ニ千八百三十年二月十七日ヲ以テ正ニ右令狀ノ送達ヲ受ケタリ此旨義認スルモノナリ

司法省

トラマス、モルリス

第五十四号

○命令執行官ノ賣却狀ノ復命ヲ爲

サレル爲メ之ニ對シテ封産狀ヲ發出スヘキテ命スル令狀

爰ニ命令執行官ニ對シ封産狀ヲ發出スヘカラサル所以ノ理由ヲ証明スヘキテ命ヒシ令狀ノ公正ノ謄本ト及ヒ執行官ノ其送達ヲ受ケタルノ義認昏トテ朗讀受理シタル上ダウ井ツドヒラクテンノ請願ニ依リ本訴ニ於ケル賣却狀ノ復命ヲ爲サレル爲メ地方ノ命令執行官タルトラマス、モルリス氏ニ對シテ封産狀ヲ發出

ス可キヲ命スルモノナリ

第五十五号

○賣却代金ノ残金ヲ年償スヘキ

ヲ命スル令状

「ウ」号ノ數名ノ持主及ヒ其

船貨ノ讓受人「曾」當裁判所ニ於テ此等

船舶船貨ノ討求者タリシ者ヨリ右船舶

船貨等ノ代金ノ即今當裁判所ニ於テ保

有スル残金ニ關シ請願ヲ為シタル條件

ニ付

爰ニ右數名ノ代訴代官人タルウイリアムベツ

不氏ハ右數名ノ者ヨリ新約克府ノ商人セイヤ

ルチ、バルクレートヘンリー、バルクレートノ兩

司法省

名ヲ此等數名ノ者ノ代官人トシ之レニ右條件

ニ付此等數名ノ者ノ代理ヲ為スヘキ充分ノ權

カラ委任セシ代言ノ權書ヲ當裁判所ニ提供シ

テ此等數名ノ者ノ為ノ右ノ金額ヲ右兩人ニ年

償セラレントラ願フ依テ當裁判所ニ於テ查明

ノ上其權カアルトテ認定シタルヲ以テ其代言

ノ權存ト其証據書々類トテ當裁判所ニ受理シ

タル上書記官ニ即今當裁判所ニ於テ保有スル

右船舶船貨ノ代金中ヨリ先ツ裁判所官吏ノ徴

收スヘキ合法ノ費用手数料ヲ除算シタル上右

數名ノ者ノ為ノ其殘金ヲ右兩人ニ年償スヘキ

トヲ命スルモノナリ

新約克南部地方所在

聖米利伽合衆國地方裁判所

○告登状ヲ提供セシ時、處分

第五十五号

○救難者ノ帶來セシ破船ノ禁制ノ

港ニ帶來シテ航海律ヲ犯カシ

タル為メ之ヲ没収スヘキヲ

討求スル告登状

新約克南部地方ノ合衆國地方裁判所ノ判事サ

ミウイヒ、アル、バツズ貴下ニ呈ス

爰ニ新約克南部地方ノ合衆國ノ代言人タルセ

イムス、イ、ハミルトン合衆國ノ為メ合衆國ノ名

ヲ以テ自身当裁判所江出席シ「ワラータルル」

号ノ船舶及ヒ其船具、細具、器具等ト此等ノ利益

司法省

ヲ有スル諸人トニ對シ告登状ヲ提供シテ告登

申明スル「左ノ如シ

第一條

新約克府所在ノ地方税関ノ測量官タルモルテ

カイ、イム、ノ「アラハ」曾テ千八百二十九年十月十

二日ヲ以テ海上ヨリ十噸以上ノ船舶ヲ以テ航

行スルヲ得ヘキ新約克南部地方ノ水面ニ於テ

曾テ当代言人ノ明知セサル人ノ所有ニ屬スル

船舶「ワラータルル」号ト及ヒ其船具、細具、器具

トヲ合衆國ニ没収スヘキモノトシテ之ヲ没奪

セリ

第二條

右船舶「ワラータルル」号ハ其全部若クハ一部

英國人民ノ所有ニ屬スルモノニシテ該船ハ曾
テ千八百十八年九月十三日以後ト爾後千八百
二十年九月十三日以後ト爾後ニ於テ英國ノ
殖民地タル西印度シヤマイカ島ノアンナツト
江ノ港ヨリ到着セリ然ルニ該港ハ右船舶ノ之
ヲ出帆セシ時ヨリ新約克ノ港ニ到着セシ時ノ
當時ニ在テモ航海貿易ノ法律上合衆國人民ノ
所有ニ屬スル船舶ノ之レニ入港スルヲ禁セ
リ然シテ當時合衆國ノ港モ亦右船舶ノ新約克
港ニ到着セシ時ヨリ今日ニ在テモ尚ホ「ウ」ヲ
タルル山号ノ如キ船舶ノ之レニ入港スルヲ
禁スルヲ以テ該船ハ合衆國內ノ港ニ入港スル
ヲ得サルモ漫リニ其入港ヲ禁シタル合衆國々

司法省

會ノ決議ヲ犯カシテ新約克南部地方ノ新約克
港ニ入港セリ依テ右船舶ハ其入港ヲ禁シタル
國會ノ決議ヲ犯カシタル為ノ其船具、網具、器具
トフ催セテ之ヲ合衆國江沒収スヘキモノニシ
テ該船ハ救難料ヲ討求スル者ヨリ提起セシ訴
訟ノ為ノ即今當裁判所ノ命令執行官ノ着守ニ
屬ス
前條ニ記載セル理由アルヲ以テ右船舶ハ前條
ニ記載セル制法ニ依リ其船具、網具、器具ト共ニ
之ヲ合衆國江沒収スヘキモノトス

第三條

總テ前條ニ記載セルモノハ全ク眞實ニシテ又
當裁判所ノ海上航海上ノ裁判權内ニ屬スルモ

ノナリ依テ当裁判所ヨリ通常ノ呼出状ヲ發シ
前上ニ記載セル諸人ト船舶トラシテ之レカ答
并ラ為サシメタル上當裁判所ニ於テ右入港ヲ
禁シタル合衆國ノ制法ニ從ヒ前条ニ記載セル
理由ヲ以テ右ノ船舶ト其船具網具器具ト併
セテ之ヲ合衆國ニ沒収スヘキ確定ノ言渡ヲ為
サレシトテ願フ

新約克南部地方附属

合衆國代官人

セイムス・ハミルトン

新約克南部地方所在

合衆國地方裁判所内

海上裁判所

司法省

第五十六号

○右告登状ノ大要ヲ公告スルヲ

告知スル報知書

新約克州南部地方所在、重米利伽合衆

國地方裁判所ニ於テ

爰ニ千八百二十九年十月十五日ヲ以テ合衆國

ノ代言セイムス・ハミルトン氏ヨリ合衆國ノ

為メ「ウワール」号ノ船舶其船具網具器具

等ニ對シ新約克南部地方ノ合衆國地方裁判所

ニ告登状ヲ提供シテ新約克府ノ地方税関ノ測

量官タルモルデカイ、イムノヲアハ曾テ千八百

二十九年十月十二日ヲ以テ海上ヨリ十噸以上

ノ船舶ヲ以テ航行スルヲ得ヘキ水面ニ於テ右

船舶船貨等ヲ合衆國に没收スヘキモノトシテ
之ヲ收奪セシメト及ヒ右船舶ハ其全部若シハ
一部英國人民ノ所有ニ屬スルモノニシテ該船
ハ千八百二十年九月十三日以後航海貿易ノ法
律上合衆國人民ノ所有ニ屬スル船舶ノ入港ヲ
禁シタル西印度シヤマイカ島ノアテナツト江
ノ港ヨリ到着シ然シテ當時合衆國ノ港モ亦右
船舶ノ乏レニ入港スルヲ禁スルト雖モ該船
ハ其入港ヲ禁シタル合衆國々會ノ決議ヲ犯カ
シテ新約克ノ港ニ入港シタルニ依リ該船ハ其
船具、網具、器具トテ併セテ之ヲ合衆國に没收ス
可キトトテ申明シテ其没收ノ言渡ヲ為サレシ
トテ願フ

司法省

依テ余ハ爰ニ右裁判所ヨリ受ケタル鈐印ノ令
狀ニ從ヒ總テ右船舶船具等ヲ討求シ若シハ此
等ノ利益ヲ有スル諸人ニ來ル十一月第一火曜
日ノ午前十一時新約克府ニ開設スヘキ右新約
克南部地方ノ合衆國地方裁判所ニ出席シテ各
各其討求ヲ為シ其弁明ヲ為スヘキトテ公告ス
此旨報道スルモノナリ

千八百二十年十月十五日ヲ以テ日付ス

合衆國ノ命令執行官

トテマヌモルリス

原告人ノ代訴人

イサック、イ、シヨソソ氏

○告登状ヲ提供セルニ依リ物權ニ
関スル處分状ヲ發出スヘキ
ヲ命スル令状

爰ニ合衆國ノ地方代言人タルセイムス、イ、ハ、ミ
ルトン氏ヨリ合衆國ノ為メ告登状ヲ提供セル
ニ依リ「ウ、フ、ア、タ、ル、ル、ウ」号ノ船舶及ヒ其船具、網
具、器具、船貨等ニ對シテ召喚状ト封産状トヲ登
出スヘキヲ命スルモノナリ

第五十八号

○告登状ヲ發出シタル後發出スヘ
キ召喚状及ヒ封産状

此書式ハ前既ニ記載セル第四号ノ各式ト同一
ナレハ之ヲ畧ス

司法省

第五十九号

○救助ヲ受ケタル船舶ノ持主ヨリ
其船舶ノ没収ヲ討求スル告發
状ニ對シテ提供スル討求弁明
書

新約克南部地方ノ合衆國地方裁判所ノ判事
ミウ、イ、ル、ア、ル、バ、ツ、ス、氏貴下ニ呈ス

爰ニ新約克府ノマツタル、ハ、ル、モ、子、ノ新約克南
部地方ノ亞米利伽合衆國ノ地方代言人セイム
ス、イ、ハ、ミ、ル、ト、ン、氏ヨリ「ウ、フ、ア、タ、ル、ル、ウ」号ノ船
船及ヒ其船具、網具、器具等ニ對シテ提供セル告
登状ニ對シ自身ノ利益ニ付討求弁明スルヲ左
ノ如シ

第一條

當討求者ハ新約克附屬ノ兩桅船「メルシ井ト」
号ノ持主ニシテ曾テ該船ノ船長トナリテキウ
バ島ノハワアナヨリ西班牙ノカチツズニ向ケ
テ航海ヲ為スニ當リ其航海中去ル八月二十七
日ヲ以テ危難ニ罹リテ帆桅ヲ失ヒ海上ニ遺棄
セル一艘ノ船船ヲ登見セリ依テ其船中ニ乘入
リテ之ヲ觀レハ該船ハ倫頓附屬ノ英國船「ウラ
リタルルウ」号ニシテ其船内ニハ已ニ十五「フ井
ト」ノ海水流入シ全ク船長船員等ノ遺棄セル
モノニシテ船中ニハ砂糖糖酒水酒加非「アルロ
ルウ」ト止及ヒ「ランス」ウツト等ノ船貨ヲ積入レ
リ

司法省

第二條

右兩桅船「メルシ井ト」号ノ船長ハ新約克港ニ
向ケテ右「ウラリタルルウ」号ヲ挽棹シ然シテ去
ル九月十二日ヲ以テ右船船ト共ニ該港ニ着到
セリ

第三條

去ル九月十六日ヲ以テ當討求者ハ右兩桅船「メ
ルシ井ト」号ノ船長イリハレツト、キンクスバ
レトト共ニ自身及ヒ其他ノ権利アレ者ノ為メ
右船船「ウラリタルルウ」号及ヒ其船具、網具、器具
船貨等ニ對シ當裁判所ニ訴狀ヲ提供シテ前条
ニ記載セル條件ヲ申明シ然ニテ當裁判所ノ處
分狀ヲ以テ右船船船貨等ヲ封産收奪シテ其代

金中ヨリ右原告人ニ至當ノ救難料ヲ弁償スヘキ言渡ヲ爲サレシトテ請願セリ依テ右船舶船貨等ハ新約克南部地方ノ合衆國命令執行官ノ當裁判所ヨリ乏レニ發出セラレタル處分狀ト令狀トヲ以テ之ヲ封産收奪シ尔後更ラニ去ル十月八日ヲ以テ當裁判所ヨリ令狀ヲ發シテ右船舶ヲ賣却ニ附シテ其代金ヲ當裁判所に帶來スヘキ旨ヲ命セラレタルヲ以テ右命令執行官ハ其命令ニ從テ之ヲ賣却セリ

第四條

當討求者ハ西桅船「ルシキード」号ノ持主トシテ右「ウラ」号ノ賣却代金中ヨリ至當ノ救難料ヲ受クルノ權アリ依テ爰ニ之ヲ討求

司法省

スルニ依リ當裁判所ニ於テ查明ノ上右「ウラ」号ノ賣却代金中ヨリ當討求者ニ當裁判所ニ於テ相當ナリト判定セラレヘキ至當ノ救難料ヲ弁償スヘキ言渡シヲ爲サレシトテ願フ又當討求者ニ於テハ前條ニ記載セル救難料ヲ受ケサル間ハ告發条中ニ申明セル如ク右「ウラ」号ノ船舶及ヒ其船具網具器具若クハ其代金ヲ合衆國に沒收セラレトテ拒絶ス其他當裁判所ニ於テ本訴ニ付當討求者ノ費シタル至當ノ入費ヲ判定シテ之ヲ討求者ニ弁償ス可キ言渡ヲ爲サレシトテ願フ

新約克南部地方所在

合衆國地方裁判所

千八百二十九年十月三日余ノ面前ニ於テ正ニ誓約ヲ為スモノナリ

書記官

フレッド、セイ、ベツス

右代訴人

イサック、イ、ジョンソン

同代人

テロウグテン

第六十号

○訴訟入費ノ保証書

此各式ハ前既ニ記載セル第十号ノ各式ト同一ナレハ之ヲ畧ス

司法省

第六十一号

○救難者ヨリ右破船ノ没収ヲ討求

スル告登状ニ對シテ提供スル討求并明書

新約克南部地方ノ合衆國地方裁判所ノ判事サ
ミイル、アル、バツ、ス、氏貴下ニ呈ス

爰ニ船長タル新約克府ノイリハレット、キン、ク
ス、バ、レ、新約克南部地方ノ並米利伽合衆國ノ

地方命令執行官セイムス、イ、ハミルトン氏ヨリ
「ワ、ラ、ー、タル、ル、」号ノ船舶及ヒ其船具、細具、器具

等ニ對シテ提供セル告登状ニ對シ自身及ヒ其
他新約克附屬ノ兩桅船「ノ、ル、シ、井、」号ノ官吏

船員等ノ為メ自身及ヒ此等ノ者ノ有スル右「ワ

ラールタルル号ノ船舶及ヒ其船具、網具、器具、船
貨等ノ利益ニ付討求弁明スルノ左ノ如シ

第一條

當討求者ハ新約克府ノ商人ヤツタルハルミ子
ノ所有ニ属スル新約克附屬ノ西拖船「ノルシ
井」ド号ノ船長ニシテ曾テ去ル八月二十七日
頃該船ノ一等副船長「マイリアム、マイン、子」ト
二等副船長「カレブ、イル、ア、ア、エ、ヤ、ル」及ヒ船員「
井、リアム、シ、ツ、ク、ソ、ン、ゼ、イ、ム、ス、ホ、ル、タ、ル、ウ、オ、リ
ア、ム、デ、ー、ル、ジ、ヨ、シ、ス、テ、ウ、ハ、レ、ス、セ、イ、ム、ス、シ、ヤ
ミ、ツ、シ、ウ、キ、リ、ア、ム、ク、ラ、ン、ト、フ、イ、リ、ツ、ク、ス、マ、ル
テ、子、ス、ジ、ヨ、セ、フ、ド、ミ、ン、グ、イ、ス、ニ、コ、ラ、ス、ヤ、ニ、ノ
等ト共ニ北緯度三十四度ト西經度七十五度十

司法省

五分トノ間ニ於テ危難ニ罹リ大拖ト後拖トノ
已ニ流失セシ一艘ノ船舶ヲ登見セリ依テ當討
求者ハ右西拖船ノ船員數名ト共ニ其船中ニ乗
入りテ之ヲ觀レハ該船ハ倫頓附屬ノ英國船「ウ
ラ」トタルル「ウ」号ニシテ其船内ニハ十五「フ」井「
ト」ノ海水流入シテ方ナニ沈没セントシ前登ニ
記載セル如ク其帆桅ノ流失シテ全ク大洋ノ棄
物トシテ遺棄セシモノナリ然シテ其船中ニ於
テ登見セレ船貨簿冊ニ依テ觀レハ其船中ニ積
入レタル船貨ハ糖水、酒、砂糖「アル」ロ「ル」ウ「ト」
「ラ」ンス、ウ「ツ」ド等ノ如シ依テ當討求者ハ右西拖
船「ノルシ」井「ド」号ノ官吏船員等ト共ニ新約克
港ニ向ケテ右「ウ」ヲ「ト」タルル「ウ」号ノ船舶ヲ挽獲

シ然シテ數度ノ困難ト危險トヲ冒カシテ終ニ
去ル九月十二日ヲ以テ右船舶ト共ニ該港ニ到
着セリ

第二條

去ル九月十六日ヲ以テ右ベツタルハルモ子一
ハ當討求者ト共ニ自身及ヒ其他ノ權利アル者
ノ為ノ右「ウ」ノ号ノ船舶及ヒ其船具
細具器具船貨等ニ對シ當裁判所ニ訴狀ヲ提供
シテ前條ニ記載セル條件ヲ申明シ然シテ當裁
判所ノ處分狀ヲ以テ右船舶船貨等ヲ封産収奪
シテ其代金中ヨリ右原告人ニ至当ノ救難料ヲ
弁償ス可キ言渡ヲ為サレシ「イ」ヲ請願セリ依テ
右船舶船貨等ハ新約克南部地方ノ合衆國命令

司法省

執行官ノ當裁判所ヨリ之ニ發出セラレタル
處分狀ト令狀トヲ以テ之レヲ封産収奪シ爾後
更ニ去ル十月八日ヲ以テ當裁判所ヨリ令狀ヲ
發シテ右船舶船貨等ヲ賣却ニ附ス可キ旨ヲ命
セラレシヲ以テ右命令執行官ハ其命令ニ從テ
之ヲ賣却シ然シテ其代金ハ之ヲ當裁判所ニ帶
來ス可キ旨ヲ命セラレタリ

第三條

當討求者ハ右兩挽船「ル」ノ号ノ官吏船
員等ト共ニ右「ウ」ノ号ノ賣却代金中
ヨリ至当ノ救難料ヲ受タルノ權アリ依テ右「イ」
リハレツト「キ」ノ「ス」ハ「レ」ハ「爰」ニ之ヲ討求ス
又右官吏船員等ハ未タ合衆國ノ告發狀ヲ提供

セサル前ニ先ツテ已ニ外國ノ航海ニ向ケテ新
約克府ヲ出帆セリ是レ當討求者ノ保證スル所
ナリ然シテ此等ノ官吏船員等ハ代理ノ權各ヲ
當討求者ニ遺留シテ右船舶船貨等ニ関シ此等
ノ者ノ代人トシテ諸ノ裁判所ニ出廷シテ此等
ノ者ノ利益ト討求トヲ保護スヘキヲ委任セ
リ依テ當討求者ニ於テハ右討求者ト及ヒ官吏
船員等ノ受クヘキ救難料ノ弁償ヲ受ケサル間
ハ右告發狀中ニ申明セル如ク右「ウ」ラ「イ」タル
「ウ」号ノ船舶及ヒ其船具網具器具若クハ其代金
ヲ合衆國ニ沒收セラレト「フ」ラ拒絕ス依テ當裁
判所ニ於テ查明ノ上右「ウ」ラ「イ」タル「ウ」号ノ賣
却代金中ヨリ當討求者ト及ヒ右兩船「ウ」ノルシ
井「ド」号ノ官吏船員トニ當裁判所ニ於テ相當
ナリト判定セラレヘキ至當ノ救難料ト費用ト
ヲ供セテ之ヲ弁償スヘキ言渡ヲ為サレシ「フ」ラ
願フ
其他本訴ニ付當討求者ノ費シタル至當ノ入費
ヲ判定シテ之ヲ當討求者ニ弁償スヘキ言渡ヲ
為サレシ「フ」ラ願フ

司法省

イ、キ、シ、ク、ス、ハ、レ、

新約克南部地方所在
合衆國地方裁判所

千八百二十九年十一月四日余ノ面前ニ於テ
右「イ、キ、シ、ク、ス、ハ、レ、」正ニ誓約ヲ為スモノナ

リ

第二條

當討求者ニ於テハ右船舶「ウ」号ノ
果シテ告登状中ニ記載セル如ク西印度シヤマ
イカ島ノアレナット江ヨリ新約克ノ港ニ到着
セシヤ否ヤハ明知セサルヲ以テ之ヲ并明スル
ヲ得ス又ハ若シ果シテ該地ヨリ到着セシニ於
テハ右船舶ハ告登状中ニ記載セル如ク為ソニ
其船具、網具、器具トシテ之ヲ没収スヘキモ
ノナルヤ否ヤモ亦明知セサルヲ以テ之ヲ并明
スルヲ得ス

第三條

右船舶「ウ」号ハ其船長船員等ノ之
ヲ遺棄セルヲ以テ兩桅船「ム」号ハ海

司法省

上ニ於テ棄物トシテ之ヲ登見シ然シテ該船ハ
全ク破船シタルヨリ右「ム」号ノ船長
船員等ハ之ヲ所有ニ歸シ全ク該船其船長、官吏、
船員等ノ為ニスルノ意ナクシテ之ヲ新約克
ノ港ニ帶來セリ
依テ右船舶「ウ」号ハ其船具、網具、器具
併セテ之ヲ當討求者ニ回復セラレ度且本
訴ニ付費シタル至當ノ入費、手数料等ヲ當討求
者ニ并償スヘキヲ命セラレンコトヲ願フ

セイ、シキ、ブッチヤナン

新約克南部地方所在

合衆國地方裁判所内

海上裁判所

千八百二十九年十一月三日余ノ面前ニ於テ
正ニ誓約ヲ為スモノナリ

書記官

フレッド・セイ・マツス

右代訴代官人

イツチ・イ・ウキルクス

〔第六十四号〕

○許訟入費ノ保證書

此唇式ハ前既ニ記載セル第十号ノ書式ト同一
ナレハ之ヲ略ス

〔第六十五号〕

○外國ノ保險者ヨリ右破船ヲ討求
スル告登状ニ對シテ提供スル

二言 法 律

討求弁明書

新約克南部地方ノ合衆國地方裁判所ノ判事サ
ミウイ・ル・アルベツズ氏貴下ニ呈ス
爰ニ新約克府ノ商人ハシリ・バルクレー及ヒ
セイラル・ジ・バルクレーノ兩名新約克南部地方
ノ合衆國命令執行官セイムスイ・ハミルトン氏
ヨリ合衆國ノ為メニ提供セシ告登状ニ對シ其
本人ノ利益ニ付討求弁明スルト左ノ如シ

第一條

右クロータレ・ル・山号ノ船舶ハ其全部若クハ一部
英國人民ノ所有ニ屬スルモノニシテ該船ハ千
八百十八年九月十三日以後ト千八百二十年九
月十三日以後トノ兩度英國ノ殖民地タル西印

度ニヤマイカ島ノアンナット江ノ港ヨリ到着
シ然シテ當時該港ハ右船舶ノ乏ヲ出帆セル時
ヨリ新約克港ニ到着セシ當時ニ在テモ航海貿易
易ノ法律上合衆國人民ノ所有ニ屬スル船舶ノ
乏レニ入港スレテ禁セシトハ當年明者ニ在テ
モ之ヲ承認ス然レモ合衆國ノ港ノ右船舶ノ新
約克港ニ到着セシ當時若クハ其以後ニ於テモ
右船舶ノ如キ船舶ノ乏レニ入港
スルヲ禁シ又ハ右船舶ノ新約克港ニ入港スル
ヲ禁セシトハ當年明者ニ於テ之ヲ拒絶ス又ハ
右船舶ノ其入港ヲ禁シタル合衆國々會ノ決議
ヲ犯カシテ新約克ニ入港セシニ依リ右船舶ハ
該決議ニ依リ其船具細具器具トツ候セテ之ヲ
合衆國ニ没收スヘキトテ之ヲ拒絶ス

司法省

第二條

右船舶ハ千八百二十九年八月二十七日ヲ以テ
新約克附屬ノ西挽船「ノルシ井」ド号ノ船長船
員等ノ合衆國ノ管轄内ニアラサル大洋ニ於テ
乏ラ登見シ然シテ該船ハ全ク破船ニテ航海ヲ
為ス一堪ハス其船長船員等ノ全ク之ヲ遺棄セ
ルニ依リ右西挽船「ノルシ井」ド号ヲ以テ之ヲ
挽獲シテ新約克港ニ帶來セリ依テ斯ノ如ク新約
克港ニ帶來セラレシ破船ニ至ル迄右航海ノ
決議ヲ適用スヘキトハ乏レテ拒絶ス仮令之ヲ
適用スヘクモ其適用ス可キモノハ實際唯々貿易
航海等ノ為メ所好ヲ以テ合衆國ノ港ニ入港

シタル船舶ニ限ルハシ

第三條

當弁明者ハ大英國中ノ英吉利倫頓所在ノ「ロイド」會社ノ保險事務委員長シヨセフ、マール、レイト
ト及ヒ委員ノ各記ジヨシ、ハ、ソ、子、ツ、トノ署名セ
ル千八百十七年七月二日附ノ委任状ヲ以テ其
委任状中ニ記載セル指令ニ從テ新約克地方ノ
港ト税関トニ於テ右「ロイド」會社ノ社員ノ代人
トシテ其代理ヲ為ス可キ委任ヲ受ケタリ依テ
當弁明者ハ右委任状ニ依リ然テ右「ロイド」會社
ノ社員ノ利益ニ注意スヘキ推アルモノナリ是
レ當弁明者ノ領有スル委任状ニ就テ查明アル
時ハ一層正確ナルモノニシテ當弁明者ノ正ニ

司法省

保證スル所ナリ

又當弁明者ハ右倫頓所在ノ「ロイド」會社ノ保險
者ヨリ受ケタル委任状中ニ記載スルモノト同
一ノ指令ト權限トヲ以テ英吉利リウアル、ブ
ルノ保險者ト蘇格蘭グラスゴノ保險者トヨ
リ受ケタルニ通ノ委任状ニ依テ亦此等保險者
ノ代人タリ是レ此等ノ委任状ニ就テ查明アル
時ハ一層正確ナルモノニシテ當弁明者ノ正ニ
保證スル所ナリ

然ルニ右船舶「ロイド」號ハ其全部若ク
ハ一部此等ノ場所ノ内ニ於テ其保險者ノ保險
ヲ為シタルモノニ係ル「ロイド」當弁明者ノ固ク信
ミテ毫モ疑ハサル所ナリ然ルニ右船舶ハ其利

益ヲ有スル者ヨリ之ヲ右保険者ニ遺棄セルヲ以テ其所有權ハ右保険者ニ生セシモノト信ス然レモ此一事ニ付テハ右船舶ノ新約克港ニ帶來セラレシニ千八百二十九年九月十二日ヨリ未ク右保険者ニ通信シテ其報告ヲ受クルニ足ル可キ充分ノ時間アラサリシニ依リ未ク以テ之ヲ新言スルヲ得ス唯ク當弁明者ノ信スル處ニ過キヤルナリ但シ右船舶ノ新約克港ニ帶來セラレシヤ直チニ當弁明者ヨリ右倫頓ノ保險者ニ唇面ヲ送り之レハ本件ニ付當弁明者ノ明知スル事情ヲ報告シテ之レニ右船舶ニ関スル保險者ノ權利ト利益トヲ告知スヘキ求メヲ爲セシト雖モ前文ノ理由アルカ爲メ未ク其報告ヲ得サルナリ

司法省

第四條

曾テ右兩拖船「メ」シキ「ド」号ノ持主ベツタルハルモ子「ト」船長「イ」ハ「レ」ツ「ト」キ「ン」ク「ス」バ「レ」ト「ノ」兩名ヨリ右船舶「ウ」ヲ「ト」ル「ル」ウ「号」ニ對シ當裁判所ニ訴狀ヲ提供シテ右船舶ヲ當港ニ帶來セシ謝報トシテ救難料ヲ討求ス依テ若シ右船舶ノ果シテ前條ニ記載セル航海上ノ決議ニ依テ没収スヘキモノニ係ル時ハ當弁明者ニ於テハ右船主ト船長トニ弁償スヘク判定セラレヘキ救難料ノミヲ没収スヘキモノト信ス然ル所以ノ理由ハ他ナシ其次議ヲ犯シタル者ハ全ク此等ノ者ニ外ナラサルヲ以テナリ

依テ年明者ニ於テハ右保險者ノ為ノ右船舶ヲ
討求シ然シテ右船舶若クハ其代金ト其他年償
ス可ク判定セラレハキ救難料トハ当裁判所ニ
於テ右保險者ノ權利ト利益トヲ証明スルニ足
ルハシト判定セラレハキ至当ノ時間中当裁判
所ニ之ヲ差押ヘテ若シ当裁判所ヨリ命セラレ
ハキ方法ヲ以テ右保險者ヨリ右代金ノ殘金ト
及ヒ当裁判所ニ於テ判定セラレハキ救難料ト
ヲ受クルノ利益ト權利トヲ有スルヲ証明ス
ルニ於テハ之ヲ當年明者ニ年償セラレンコトヲ
願フ

其他當年明者ニ於テハ尚ホ願フ所アルハシ
セイラレバハルクレー

司法省

新約克南部地方所在

合衆國地方裁判所内

海上裁判所

千八百二十九年十一月三日余ノ面前ニ於テ
正ニ誓約ヲ為スモノナリ

書記官

フレッド・セイベツズ

右代訴代言人

ロビンソン及ヒベツズ

第六十六号

○ 訴訟入費ノ保證書

此格式ハ前既ニ記載セル第十号ノ格式ト同一
ナレハ之ヲ畧ス

第六十七号

○告登状ヲ提供セルニ依リ登出シ
タル處分状ノ復命ヲ為シタル
後討求各ヲ提供セサル者ノ姓
名ヲ簿冊ニ登記スヘキヲ余
スル令状

爰ニ告登状ヲ朗読シ且余令執行官ヨリ復命ヲ
為シタルニ依リ云々以下第八号ノ唇式ト同一
ナリ

第六十八号

○討求者及ヒ書記官等ニ審問ヲ告
知スル報知唇

司法省

此等ノ唇式ハ第四十一号四十二号及ヒ四十三
号等ノ書式ト同一ナレハ之ヲ畧ス

第六十九号

○告登状ヲ却下スル終審ノ判決唇
爰ニ本訴ヲ審問ニ附シテ各討求者ノ代言人ヲ
訊問シ且至当ノ評議ヲ尽シタル上被告人ハル
モ子ノ代訴人ジヨンソン氏ノ請願ニ依リ本
訴ノ訴状ハ之ヲ却下スヘキヲ判決命令スル
モノナリ

第七十号

○船舶ノ建造者ヨリ其代金ノ残金
ヲ討求スル物権ニ関スル訴状
新約克南部地方ノ合衆國地方裁判所ノ判事サ
ミウイハル、アルベツス氏貴下ニ呈ス

爰ニ船舶ノ建造者タル新約克府ノ甲某海上ニ
関スル契約ノ民事上ノ訴訟ニ付乙某ノ船長ヲ
ル「マデソン」号ノ船舶及ヒ其船具網具器具ト此
等ノ利益ヲ有スル諸人トニ對シ訴状ヲ提供シ
テ申明スル「左ノ如シ

第一條

右甲某ハ去ル三月一日ヲ以テ即今新約克港ニ
碇泊スル七百噸ノ船舶「マデソン」号ノ持主タル
丙某ヨリ八千弗ノ金額ヲ以テ丙某ノ為ノ必要
物ヲ供給シテ該船舶ヲ建造スヘキ雇入ヲ受テ
然シテ其金額ハ工業ノ進歩スルニ從テ漸次之
ヲ并償シ其三千弗ハ最終ノ并金トシテ右船舶
ノ船卸ヲ為スヘキ時ヲ以テ并償スヘキ「ラ約
定セリ

司法省

第二條

依テ甲某ハ右船舶ノ建造ニ着手シ總テ誠實ニ
其契約ヲ遂行シタル上當十二月四日ヲ以テ右
船舶ノ船卸ヲ為シテ之ヲ丙某ニ引渡シ然シテ
丙某ハ正ニ之ヲ領収セリ

第三條

然ルニ丙某ハ右契約ニ依リ当原告人ノ并償ヲ
受クヘキ右最終ノ并金タル三千弗ノ金額ヲ原
告人ニ并償スルヲ肯セス

第四條

総テ前條ニ記載セルモノハ全ク眞實ニシテ且
合衆國ノ海上航海上ノ裁判権内ニ属シテ當裁

判所ノ權内ニ屬スルモノナリ
依テ當裁判所ニ於テハ海上航海上ノ裁判權内
ニ屬スル訴訟ノ手續ニ從ヒ右船舶船具細具器
具ト及ヒ其船舶ニ関スル權利ヲ討求スル諸人
トニ對シテ合法ノ各式ノ召喚狀ヲ發シ之ヲシ
テ出庭ノ上前上ニ記載セル諸件ノ答弁ヲ為サ
シメタル上右船舶ヲ賣却ニ附シ之ヲ以テ當原
告人ノ右契約ニ依テ弁償ヲ受クヘキ金高ト及
ヒ其利益ト本訴ノ入費トヲ併ヒテ之ヲ原告人
ニ弁償スヘキヲ命ヒラレ度其他本訴ニ付法
律正理上原告人ノ受クヘキ權アル補助ヲ與ヘ
ラレシトヲ願フ

甲某

司法省

余ノ面前ニ正ニ誓約ヲ為スモノナリ

委員官

癸某

右代訴人

丁某

戊某

第七十一号

○同上船主ニ對シテ提供スル人権
ニ関スル訴狀

判事貴下ニ呈ス此一項ノ書式前書式ト同一ナ
リ
爰ニ船舶ノ建造者タル新約克府ノ甲某海上ニ
関スル契約ノ民事上ノ訴訟ニ付船舶「マテソ」

号ノ船主タル商人ホストニ府ノ乙某ニ對シ訴
状ヲ提供シテ申明スルト左ノ如シ

第一条ニ条三条及ヒ四条ハ前項ニ記載セル書
式ト同一ナリ

依テ當裁判所ニ於テ海上航海ノ裁判權内ニ
属スル訴訟ノ手續ニ從ヒ右乙某ニ對シテ合法
ノ唇式ノ逮捕状ヲ發シ之ヲシテ誓約ノ上当訴
状ニ記載スル條件ノ答弁ヲ為サシメタル上当
原告人ニ右船舶ノ建造ニ付弁償ヲ受クヘキ金
高ト其利金ト本訴ノ入費トヲ供セテ之ヲ原告
人ニ弁償スヘキ言渡ヲ為シ其他本訴ニ付法律
正理上原告人ノ受ク可キ權アル補助ヲ與ヘラ
レシトテ願フ

司法省

前項ノ書式ノ如ク原告人ノ署名ト誓約ヲ為
セシトテ記載スヘシ

第七十二号

○船舶建造ノ總轄者ヨリ其給料ヲ
討求スル訴状

判事貴下ニ呈ス云々以下第七十号ノ唇式ノ如
ク原被告人ノ宛名ヲ記載スヘシ

第一条

甲某ハ去ル三月中ニウヘウニ府ノ丙某ヨリ資
本ハ乙某ヨリ之ヲ供給弁償スヘキ約定ヲ以テ
新約克府ニ於テ兩桅船ノ建造ニ供スヘキ必要
物ヲ購求シ器械ヲ使用シ且其建造ヲ指揮總轄
スヘキ雇入ヲ受テ然シテ甲某ノ受クヘキ給料

ハ右船舶ノ龍骨ヲ据置キシ時ヨリ其船卸ヲ為
スニ至ル迄ノ間七百五十弗タルヘキヲ約定
セリ

第二條

依テ当原告人ニ於テハ遲延ナク誠實ニ右契約
ヲ以テ約定セル義務ノ遂行ニ着手シ然シテ去
ル六月四日ヲ以テ右船舶ノ龍骨ヲ据置キ尔来
汲々勤メテ其工事ヲ奨勵セシニ依リ若シ必要
ノ并償ヲ為スヘキ資本ノ供給ヲ受ケテ全ク工
業ヲ修成セシニ於テハ去ル十月一日ヲ以テ其
船卸ヲ為スヲ得タルヘシ

第三條

右乙某ハ原告人ニ并償ヲ為シ能ハサル為メ去

司法省

ル九月十日ヲ以テ未タ建造ノ落成セサル右船
船ヲ丙某ニ賣渡シテ其資本ヲ供給シ必要ノ并
償ヲ為スヲ止息セリ然ルニ丙某ニ於テハ右
船舶ノ建造ヲ落成スルヲ肯セスシテ原告人ノ
雇入ヲ解約シ然シテ乙丙ノ両名共ニ原告人ニ
右雇入ノ給料ヲ并償スルヲ肯セス但シ原告人
ノ并償ヲ受クヘキ給料ノ全額ハ其利金ヲ除キ
總計七百五十弗ナリ

第四條

當原告人ハ右雇入ノ為メ新約克ノ法律上右船
船ノ差押ヲ討求スルノ權アリ然シテ右船舶ハ
未タ其建造ノ落成セス且未タ其船号ヲシト雖
モ其噸數ハ殆ト千噸タルヘシ

第五條

總テ前条ニ記載セルモノハ全ク眞実ニシテ且
合衆國ノ海上航海上ノ裁判權内ニ屬シテ當裁
判所ノ權内ニ屬スルモノナリ
依テ當裁判所ニ於テ海上航海上ノ裁判權内ニ
屬スル訴訟ノ手續ニ從ヒ右未ク建造ノ落成セ
サル船舶及ヒ其船舶ニ関スル權利ヲ討求スル
諸人殊ニ右乙丙ノ兩名ニ對シテ合法ノ各式ノ
召喚狀ヲ登シ之レヲシテ出廷ノ上前条ニ記載
セル條件ノ答弁ヲ為サシメタル上右船舶ヲ賣
却ニ附シ之ヲ以テ原告人ノ右契約ニ依テ并償
ヲ受クヘキ金高ト及ヒ其利金ト本訴ノ入費ト
ヲ併セテ之ヲ原告人ニ并償スヘキ言渡ヲ為シ

司法省

其他本訴ニ付法律正理上原告人ノ受クヘキ權
アル補助ヲ與ヘラレシメテ願フ

第七十号ノ各式ノ如ク原告人ノ署名ト誓約
ヲ為シタルトトテ記載スヘシ

第七十三号

○同上人權ニ関スル訴狀

此各式ハ第七十一号ノ各式ノ如ク原告人ト
請願ノ旨趣トテ記載シ第七十二号ノ各式ト同
一ノ箇條ヲ記載スヘシ

第七十四号

○海上ニ関スル訴訟ノ原由アル時

船主ヨリ船舶ノ建造者ニ對シ
テ提供スル訴狀

此訴状ハ前既ニ記載セル書式中ヨリ之ヲ作成
スルノ容易ナルヘシ

第七十五号

○船舶ノ建造若シハ其建造落成ノ
使用ニ供スル為メ供給セシ船
具、網具、器具等ノ必要物ノ為メ
之ヲ供給セシ者ヨリ提供スル
訴状

判事責下江呈ス

爰ニトロイ府ノ甲某海上ニ関スル契約ノ民事
上ノ訴訟ニ付乙某ノ船長タル草挽船「コ」ヲ「ス
」号及ヒ其船具、網具、器具ト此等ノ利益ヲ討
求スル者トニ對シ訴状ヲ提供シテ申明スルノ

司法省

左ノ如シ

第一條

去ル三月中アル「バ」子「一」ノ丙某ハ当時右草挽船
「コ」ヲ「ス」タル号ノ持主トシテ之ヲ建造シ然シ
テ右乙某ヲ其船長トシ之ヲ雇ハレテ其建造ニ
付丙某ノ代人トシテ其代理ヲ為サシメタル時
ニ當リ右船長ヲ以テ当原告人ニ右船舶建造ノ
使用ニ供スル為メ何カヲ供給スヘキ求メラ為
セリ

第二條

依テ當原告人ハ右船長ノ命令ニ從ヒ本條ニ附
添セル計算書中ニ記載スル正当ナル公市場ノ
價額ヲ以テ其計算各ト附添トシ中ニ記列スル

諸種ノ物品ヲ供給シ然シテ右船舶建造ノ使用ニ供スル為メアルバ子一ニ於テ之ヲ右船舶ニ引渡セシニ依リ其代金ハ海上律及ヒ新約克州ノ法律上共ニ右船舶ト及ヒ其船具、網具、器具トテ差押ヘテ其弁償ヲ受クルノ權利ヲ有セリ

第三條

右丙某ハ右計算各ノ入金ノ部ニ記載スル金高ヲ始終右計算トシテ当原告人ニ弁償セリ然レ氏其差引計算ヲ為シテ当原告人ノ弁償ヲ受ク可キ金高ハ利金ヲ俵セテ尚ホ何弗アルモ右丙某ハ之ヲ弁償スルヲ肯セス

第四條

右船舶ハ即今之ヲ建造セシ新約克北部地方ノ司法省アルバ子一ニ碇泊シテ曾テ該地ヲ出帆セシナシ

第五條

總テ前条ニ記載セルモノハ眞実ニシテ且合衆國ノ海上航海上ノ裁判權内ニ属シテ当裁判所ノ權内ニ属スルモノナリ

第七十一号ノ各式ノ如ク請願ノ旨趣原告人ノ署名及ヒ委員官ノ氏名等ヲ記載スヘシ

第七十六号

○同上ノ事件ニ付船主ニ對シ其物品、財器、賒賣代金及ヒ物件等ノ封産ヲ討求スル人権ニ関スル

訴状

判事費下に呈ス

爰ニ卜口イ府ノ甲某海上ニ関スル契約ノ民事
上ノ訴訟ニ付草挽船「コヲ」ノ号ノ持主
ルアルハ子「ノ」丙某ニ對シ訴状ヲ提供シテ申
明スル「左ノ如シ

〔第一條ニ條三條四條及ヒ五條等ハ前項ノ唇式
ト同一ナリ〕

第六條

右丙某ハ当地ヨリ失踪シ若クハ潛匿シ若クハ
登見シ能ハス然シテ當地ニ於テ物品賤器トバ
「ハ」口府ノ「丁某」ノ手ニ於テ賤賣代金ト物件ト
ヲ所有ス

司法省

依テ当裁判所ニ於テ海上航海ノ裁判權内ニ
屬スル訴訟ノ手續ニ從ヒ右丙某ニ對シテ合法
ノ書式ノ召喚状ヲ登シ之ヲシテ誓約ノ上前條
ニ記載スル條件ノ答弁ヲ為サシメ又若シ之ヲ
登見シ能ハサル時ハ原告人ノ討求ニ充ツルニ
足ル「ハ」キ金高ニ至ル迄当地ニ在ル其物品賤器
等ヲ封産シ若シ又当地ニ於テ充分ノ物品賤器
等ヲ登見シ能ハサル時ハ原告人ノ討求ニ充ツ
ルニ足ル「ハ」キ金高ニ至ル迄「ハ」口府ノ「丁某」ノ
手ニ至ル其餘賣代金物件等ヲ封産シ「丁某」ヲシ
テ出廷ノ上當原告人ノ尋問ニ答弁ス「ハ」キ「金」
及ヒ右ノ事件ニ付原告人ノ弁償ヲ受ク「ハ」キ「金」
高ト其利金並ニ本訴ノ入費ト「ハ」併セテ之ヲ當

原告人ニ并償スヘキトヲ命セラレ度其他本
訴ニ付法律正理上原告人ノ受クヘキ權アル補
助ヲ與ヘラレシトテ願フ

甲某

余ノ面前ニ於テ正ニ誓約ヲ為スモノナリ

合衆國ノ委任官

セイラルガ、ミルトン

右代訴人

戊某

右代言人

癸某

司法省

司法省記録文庫

保
第八百八十八號
并三編八四

東京海上法

司法省

第七十七号

○船主ヨリ其船舶ノ所有ヲ討求スル
物権ニ関スル訴訟

判事責下ニ呈ス

爰ニ兩挽船「シキ」号及ヒ其船具、網具、器具、
等ノ持主タル商人ベースノ甲某及ヒ乙某ノ兩
名海上ニ関スル民事上ノ船舶所有ノ條件ニ付
右船舶ノ利益ヲ討求スル諸人ニ對シ訴状ヲ提
供シテ申明スル「左」如シ

第一條

當原告人等ハ兩挽船「シキ」号及ヒ其船具、網
具、器具等ノ專有ノ持主ナリ故ニ其持主タルヲ
以テ千八百四十六年三月十日丙某ヲ該船ノ船

司法省

長ニ雇入レ之レト双方ノ間ニ約定セル給料ヲ
以テ原告人ノ為メ該船ノ船長ト為リテ其航海
ヲ為ス可キ「右」約定セリ然シテ右丙某ハ原告
人ヨリ之ヲ免黜シテ更テ他人ヲシテ之レニ
代ラシムルニ至ル迄ハ相継続シテ該船ノ船長
タリ

第二條

然ルニ原告人等ヨリ更テニ雇入レタル右船長
ハ原告人ノ指揮ニ從テ其船長タルノ職務ヲ行
フ為メ右船舶ニ到リテ該船ノ引渡ヲ討求セシ
ト雖モ右丙某ハ右船長或ハ原告人ニ右船舶或
ハ其書類ヲ拒ニテ之ヲ引渡サズ依テ原告人ニ
於テハ為メニ巨大ノ損害ヲ受ケタリ

第三條

總テ前条ニ記載セルモ、ハ全ク眞実ナリ然シ
テ合衆國ノ当裁判所、海上航海上ノ裁判権内
ニ屬スルモノナリ
依テ当裁判所ニ於テ海上航海上ノ裁判権内ニ
屬スル訴訟ノ手續ニ從ヒ右船舶及ヒ其船具、網
具、器具、ト右丙某トニ對シテ合法ノ書式ノ召喚
状ヲ發シ之レニ自身ノ出廷ヲ要シテ前條ニ記
載セル條件ノ各弁ヲ為サシメタル上右丙某ヨ
リ右船舶ト及ヒ其船具、網具、器具、トヲ保セテ之
ヲ原告人等ニ引渡シ且本訴ノ入費ト共ニ原告
人ノ受ケタル損害ノ償金ヲ原告人等ニ弁償ス
可キトヲ命セラレ其他前条ニ記載セシ條件ニ
與ヘテレニトヲ願フ

司法省

甲某
乙某

余ノ面前ニ於テ正ニ誓約ヲ爲ス云々

書記官

何某

右代訴人

丁某

右代言人

戊某

第七十八号

○ 商品ニ對シテ其所有ヲ討求スル物

權ニ關スル訴狀

判事貴下ニ呈ス

爰ニ商人タル新約克府ノ甲某海上ニ關スル民事上ノ商品所有ノ條件ニ付甲号ノ商品九箱ト及ク其運送者タル之ヲ運送セシ船舶ノ船長乙某トニ對シ訴狀ヲ提供シテ申明スルト左ノ如シ

第一條

曾テ右船舶ノ英利吉リウアルプール港ニ碇泊中方サニコロラデルヒヤノ港ニ向ケテ出帆セントスルニ當リ右リウアルプールノジヨシアラウニハ之レニ當原告人ニ讓渡ス可キ甲号ノ商品九箱ヲ船積シ然シテ該船ノ船長ハ其通常ノ積荷目錄ニ署名シテ其積荷ノ一「⁷」₁ト立方ニ付二十セントノ比例ヲ以テ其船賃ノ弁償ヲ受ケタル上新約克ニ於テ之ヲ當原告人ニ引渡ス可キ「⁷」ヲ約定セリ

司法省

第二條

依テ右船舶ノ新約克港ニ到着シタル時ヲ以テ當原告人ヨリ右商品ノ船賃ヲ船長ニ弁償シテ之レニ其商品ヲ引渡ス可キ「⁷」ヲ討求セリ然レニ右船長ハ原告人ヨリ共擔分損ノ償金トシテ尚ホ原告人ノ曾テ弁償ス可キ責任アラサル百五十弗ノ金額ヲ弁償スルニアラサレハ右商品ヲ當原告人ニ引渡ス「⁷」肯セス然シテ今ニ至テモ尚ホ右九箱ノ商品ヲ拒ンテ引渡サス然ル

ニ右九箱ノ商品ハ各々二千弗以上ノ價額ニシテ原告人ニ於テハ之レカ為メ巨大ナル損害ヲ受ケタリ

第三條

總テ前條ニ記載セルモノハ全ク眞実ナリ然シテ合元國ノ當裁判所ノ海上航海上ノ裁判權内ニ屬スルモノナリ

依テ當裁判所ニ於テ海上航海上ノ裁判權内ニ屬スル訴訟ノ手續ニ從ヒ右九箱ノ商品ト及ヒ乙某トニ對シテ合法ノ書式ノ召喚状ヲ發シ之レニ自身ノ出廷ヲ要シテ誓約ヲ以テ前條ニ記載セル條件ノ答弁ヲ為サシメタル上乙某ヨリ右商品ヲ當原告人ニ引渡シ且本訴ノ入費ト共

司法省

ニ當原告人ノ受ケタル損害ノ價金ヲ原告人ニ并償ス可キトテ命セラレ其他前條ニ記載セル條件ニ付法律正理上原告人ノ受ケ可キ權アル補助ヲ與ヘラレシトテ願フ

甲某

余ノ面前ニ於テ正ニ誓約ヲ為ス云々

書記官

何某

右代訴人

丙某

同代言人

丁某

○船主ヨリ所有權ノ討求ニ依テ收奪
セラレタル船舶ノ取戻ヲ討求ス
ル物權ニ関スル訴状

新約克南部地方ノ合元國地方裁判所ノ判事
サミウイル、アル、ベツズ、氏貴下ニ呈ス
爰ニ商人タルマスサテウセツス州セイイレム
ノアルフレット、ピサーボテー海上ニ関スル民
事上ノ船舶所有ノ條件ニ付何地ノスタツブス
ノ船長タル両桅船ルウシシダ、スノヲ号及ヒ其
船具、網具、器具、ト右船長スタツブス花ニソリン
州何地ノロツガルス其他右両桅船ノ利益ヲ討求
スル諸人ニ對シ訴状ヲ提供シテ申明スルト左
ノ如シ

司法省

第一條

当原告人ハ即今新約克港ニ碇泊スル右九十九
噸積ノ兩桅船ルウシシダ、スノヲ号ノ半株ノ合
法ノ持主ニシテ他ノ半株ハ書入質トシテ亦其
持主タリ前条ニ記載スル如ク之ヲ收奪セラル
、ニ至ル迄ハ全ク其持主トシテ之ヲ所有シ且
之ヲ使用セリ

第二條

然ルニ右兩桅船ハ禹後右スタツブストロツク
ガルトノ兩名ノ当時已ニ死去セル右兩桅船ノ
船長タリシドラーソン、リニコロンヨリ賣渡ヲ
受ケテ其所有權ヲ得タルヲ詐ハリ之ヲ理由
トシテ不當ニ原告人ヨリ之ヲ收奪セリ然シテ